

順天堂大学学則

昭和26年4月1日
規第26—2号
昭和27年4月1日
昭和29年9月1日
昭和31年4月1日
昭和34年4月1日
昭和36年4月1日
昭和37年4月1日
昭和38年4月1日
昭和39年4月1日
昭和43年4月1日
昭和44年4月1日
昭和45年4月1日
昭和46年4月1日
昭和47年4月1日
昭和47年11月29日
昭和49年4月1日
昭和50年10月29日
昭和51年4月1日
昭和51年7月28日
昭和53年1月1日
昭和53年12月1日
昭和55年4月1日
昭和56年4月1日
昭和57年4月1日
昭和58年10月1日
昭和59年10月1日
昭和60年4月1日
昭和60年7月1日
昭和61年4月1日
昭和62年4月1日
昭和63年4月1日
昭和63年5月1日
平成元年4月1日
平成2年5月1日
平成3年4月1日
平成3年7月1日
平成3年10月1日
平成4年4月1日
平成5年4月1日
平成6年4月1日
平成6年8月1日
平成8年4月1日
平成9年4月1日
平成11年4月1日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成14年4月1日
平成15年4月1日
平成16年4月1日

平成17年4月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日
平成19年6月1日
平成20年4月1日
平成21年4月1日
平成21年10月1日
平成22年4月1日
平成23年4月1日
平成24年4月1日
平成25年4月1日
平成25年4月1日
平成27年4月1日
平成27年4月1日
平成27年4月1日
平成27年4月1日
平成27年7月1日
平成28年4月1日
平成28年4月1日
平成29年4月1日
平成30年4月1日
平成30年7月1日
平成31年4月1日
平成31年4月1日
平成31年4月1日
平成31年4月1日
平成31年4月1日
令和2年4月1日
令和2年4月1日
令和2年4月1日
令和2年8月1日
令和2年10月1日
令和3年4月1日
令和3年4月1日
令和3年4月1日
令和3年8月1日
令和4年4月1日
令和5年4月1日
令和5年4月1日

令和5年4月1日

令和5年4月1日

第1章 通則

第1節 目的、使命及び自己点検・評価等

第1条 順天堂大学(以下「本学」という。)は教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学、スポーツ健康科学、看護学、理学療法学、診療放射線学、臨床検査学、臨床工学、国際教養学及び健康データサイエンス学の理論と実際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的とし、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類の福祉に貢献することをその使命とする。

2 本学は、学部、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別記の通り定める。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、内部質保証について必要な体制をとり、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行い、改善・向上に努めるものとする。

2 本学の内部質保証に関し必要な体制については、別に定める。

第2節 学部学科の組織

第2条 本学は、次の学部をもって組織し、それぞれ次に示す学科を置く。

- (1) 医学部 医学科
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科
- (3) 医療看護学部 看護学科
- (4) 保健看護学部 看護学科
- (5) 国際教養学部 国際教養学科
- (6) 保健医療学部 理学療法学科 診療放射線学科
- (7) 医療科学部 臨床検査学科 臨床工学科
- (8) 健康データサイエンス学部 健康データサイエンス学科

第3節 教育課程

第3条 各学部の教育課程は、各学部規程に示す通りである。

第4節 卒業及び学士の学位授与

第4条 学長は、医学部に6年以上、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部、医療科学部又は健康データサイエンス学部に4年以上在学し、各学部規程に定める基準に合格した者について、教授会の審議を経て卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

第5条 各学部卒業者には次に示す学士の学位を授与する。

- (1) 医学部 学士(医学)
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科 学士(スポーツ健康科学)
- (3) 医療看護学部 学士(看護学)
- (4) 保健看護学部 学士(看護学)
- (5) 国際教養学部 学士(国際教養学)
- (6) 保健医療学部 理学療法学科 学士(理学療法学)
- (7) 保健医療学部 診療放射線学科 学士(放射線技術学)
- (8) 医療科学部 臨床検査学科 学士(臨床検査学)
- (9) 医療科学部 臨床工学科 学士(臨床工学)
- (10) 健康データサイエンス学部 学士(健康データサイエンス学)

2 学位については別に定めるところによる。

第5節 修業年限、学年、学期及び休業日

第6条 修業年限は、医学部においては6年、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部、医療科学部及び健康データサイエンス学部においては4年とし、在学年限は、それぞれの修業年限の2倍を超えることはできない。

2 医学部、医療看護学部、保健看護学部、保健医療学部及び医療科学部における、同一学年の在学年限は2年とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者については、各学部教授会の審議を経て、1年に限り延長を許可することができる。

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第8条 学年を次の学期に区分する。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

第9条 定期休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日、及び国民の祝日にに関する法律に定める休日
- (2) 創立記念日 5月15日
- (3) 春季休業 3月21日から4月10日まで
- (4) 夏季休業 7月21日から9月10日まで
- (5) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

春季・夏季及び冬季休業の期間については、都合により各学部において変更することができる。

2 臨時休業は、その都度学長又は学部長が定める。

第6節 入学、編入学、休学、転学、退学及び除籍

第10条 入学の時期は学年始めとする。

第11条 削除

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第13条 学長は、前条の資格を有する者について学力、人物、健康等に関する選考を行い、教授会の意見を聞いた上で、入学を許可する。

第14条 入学志願者は、各学部所定の次の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 削除
- (3) 出身学校の調査書 これを欠く場合には資格証明書及び成績証明書
- (4) 写真
- (5) その他必要と認める書類

2 入学検定料は別に定める。

第15条 入学を許可された者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び第8節に定める納入金を納めなければならない。この手続を行わないときは、入学許可を取り消すことがある。

2 入学金は医学部200万円、スポーツ健康科学部及び健康データサイエンス学部20万円、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部及び医療科学部30万円とする。

3 既納の入学検定料、入学金は一切返還しない。

第15条の2 各学部に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に入学を許可することがある。

第15条の3 各学部に転部を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に転部を許可することがある。この場合の出願資格、選出方法等については別に定める。

第16条 保証人は、父又は母、若しくは父母が保証人となることができない場合は学費を支弁する者とし、学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負うとともに、第31条に定める授業料及びその他の納入金の納入責任を連帯して引き受けるものとする。

第17条 削除

第18条 保証人の変更、転居など異動が生じたときは直ちに届出なければならない。

第19条 学生が病気その他やむを得ない事由によって、引続き3月以上修学することができないときは、休学願を学長に提出し、その指示を受けなければならない。

第20条 休学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上願い出なければならない。病気にによる休学には診断書を必要とする。

第21条 本学において、特に必要があると認めた者には、休学を命ずることがある。

第22条 休学期間は引続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者には、引続き学長の許可を得て更に1年ずつ2年間限り、期間を延長することができる。

2 休学期間の通算年限は、第6条に定める修業年限を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

4 休学者が3月以内に休学の事由が消滅したときは、休学の取消を学長に願い出ることができる。

第23条 休学の事由が消滅したときは、休学者は直ちに復学願を提出しなければならない。復学については、学長が指示を与える。

第24条 他の大学に転学を希望する者は、退学を許可された後にその手続を行なわなければならない。

第25条 他の大学の学生で、本学に転学を志願する者には、願い出により欠員ある場合に限り、各学部教授会の審議を経て転学を許可することがある。

2 転学時の手續は入学時に準ずる。

第26条 学生が病気その他やむを得ない事由によって、退学しようとするときは、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 退学した者が再び入学を志願するときは、選考の上許可がある。

第27条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の審議を経て、学長が除籍する。

(1) 第31条に定める授業料及びその他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第6条第1項に定める修業年限の2倍を超えてなお卒業できない者又は同条第2項に定める在学年限を超える者

(3) 第22条に定める休学期間を超えてなお就学できない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

(5) 在学中に死亡した者

第7節 出席及び欠席

第28条 学生は各授業科目につき所定の履修時間の3分の2以上出席しなければならない。

第29条 欠席者はその理由を速かに届出なければならない。

2 病気欠席7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

第30条 欠席届の日数は、引続き30日を超えてはならない。もし30日を経過してもなおその事由がやまないときは、そのつど改めて手續を取らなければならない。

第8節 授業料及びその他の納入金

第31条 学生は、授業料、施設設備費、教育充実費及び実験実習費（以下、授業料及びその他の納入金という。）を4月1日から4月30日までに納入しなければならない。

ただし、事情により次のとおり分納することができる。

第1期 4月1日から4月30日まで半額以上

第2期 9月1日から9月30日までに残額

2 授業料は年額、次のとおりとする。

医学部 1年次 70万円 2年次以降毎年次 200万円

スポーツ健康科学部 70万円

医療看護学部、保健看護学部 90万円

国際教養学部 100万円

保健医療学部 100万円

医療科学部 100万円

健康データサイエンス学部 100万円

但し、教職課程を受講する場合には各学部が別に定める金額を加算する。

3 施設設備費は年額、次のとおりとする。

医学部 1年次 20万円 2年次以降毎年次 86万円

スポーツ健康科学部 30万円

医療看護学部及び保健看護学部 30万円

保健医療学部 30万円

医療科学部 30万円

健康データサイエンス学部 30万円

4 教育充実費は年額、次のとおりとする。

医学部 2年次以降毎年次 72万円

スポーツ健康科学部 15万円

- 国際教養学部 25万円
健康データサイエンス学部 10万円
- 5 実験実習費は年額、次のとおりとする。
医療看護学部 35万円
保健看護学部 1年次 14万円 2年次以降毎年次 42万円
保健医療学部 1年次 15万円 2年次以降毎年次 48万円
医療科学部 1年次 15万円 2年次以降毎年次 48万円
但し、医療看護学部において、保健師教育に関する実習を受講する場合には5万円を、助産師教育に関する実習を受講する場合には35万円を、それぞれ加算する。
- 第32条 授業料、施設設備費及び教育充実費は、休学中の者も納入しなければならない。ただし、事情により減免することがある。
- 第33条 授業料及びその他の納入金を未納の者は、第77条、第105条、第121条、第127条、第134条、第141条及び第147条に定める試験の受験及び一切の証明書の請求ができない。
- 第34条 既納の授業料及びその他の納入金は、一切返還しない。
- 第9節 職員組織
- 第35条 本学に学長、学部長、附属医（病）院長、学生部長、学術メディアセンター長、総務局長を置く。
- 2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
- 3 本学に副学長を置くことができる。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 事務組織については、別に定めるところによる。
- 第36条 本学に教授、先任准教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員、事務職員その他必要な職員を置く。これらの定員及び資格については、別に定めるところによる。
- 2 本学に名誉教授、特任教授、特任先任准教授、特任准教授、特任助教、客員教授及び客員准教授を置くことができる。これらについては、別に定めるところによる。
- 3 医学部に学科目制及び講座制を設ける。学科目制及び講座制については、別に定めるところによる。
- 4 スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部、医療科学部及び健康データサイエンス学部に学科目制を設ける。学科目制については、それぞれ別に定めるところによる。
- 第10節 教授会
- 第37条 各学部に教授会を置く。教授会の組織及び運営については、この学則に定めるものほか、順天堂大学学部教授会運営規程による。
- 2 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
(2) 学位の授与に関する事項
(3) その他、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。
- 4 学長は教授会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 学部長は、教授会構成教員以外に必要と認めたときは、他の教職員を出席させることができる。
- 第38条 教授会は学部長が招集して、その議長となる。学部長事故あるときは、学部長は議長代理を指名する。
- 2 教授会は毎月1回定例会を開く。ただし、学部長が必要と認めたときは、臨時教授会を開くことができる。
- 第39条 教授会は公開しない。
- 第40条 削除
- 第41条 削除
- 第42条 教授会構成員は教授会に附議しようとする事項を学部長に申請することができる。
- 第43条 教授会は定員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 2 教授会が学長に述べる意見を決定する場合には、出席数の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第44条 学部長は教授会で審議された事項を学長に報告し、学長の決裁を経て必要な事項を公表する。
- 第45条 削除
- 第11節 大学協議会

第46条 本学に教育・研究に関して全学に共通する事項を審議する機関として大学協議会を置く。

2 大学協議会については別に定めるところによる。

第12節 収容定員

第47条 本学の収容定員を次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	総定員
医学部	医学科	105	630
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	600	2,400
医療看護学部	看護学科	220	880
保健看護学部	看護学科	130	520
国際教養学部	国際教養学科	240	960
保健医療学部	理学療法学科	120	480
	診療放射線学科	120	480
医療科学部	臨床検査学科	110	440
	臨床工学科	70	280
健康データサイエンス学部	健康データサイエンス学科	100	400

第13節 専攻生

第48条 各学部に専攻生を置く。

2 専攻生については別に定めるところによる。

第14節 大学院

第49条 本学に大学院を置く。

2 大学院については別に定めるところによる。

第15節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人学生

第50条 各学部において特定の分野につき研究しようとする者に対しては、各学部教授会において選考の上、支障のない場合に限り、これを研究生として入学を許可する。

第51条 研究生の資格は各学部卒業と同一程度とする。

第52条 研究生は所定の入学金及び研究料を納入しなければならない。

第53条 研究生の細目については別に定めるところによる。

第54条 削除

第54条の2 各学部において特定の授業科目を選んで単位修得を志願する者があるときは、各学部教授会において選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生は所定の入学金及び授業料を納入しなければならない。

3 科目等履修生の細目については別に定めるところによる。

第54条の3 各学部において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、各学部教授会において選考の上、聴講生としてこれを許可することがある。

2 聽講生は所定の入学金及び聴講料を納入しなければならない。

3 聴講生の細目については別に定めるところによる。

第54条の4 他の大学又は外国の大学の学生で、各学部において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、各学部教授会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

2 特別聴講学生は所定の聴講料を納入しなければならない。ただし、本学と当該他の大学又は外国の大学との間において特段の定めがある場合、その定めに従う。

3 特別聴講学生の細目については別に定めるところによる。

第55条 外国人で第13条によらないで本学に入学を志願する者があるときは、当該学部の定めるところにより、外国学生としてこれを許可することがある。

2 前項の規定により入学を志願する者は、所定の書類を提出しなければならない。

第56条 第14条、第15条及び第31条の規定にかかわらず国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月

31日文部大臣裁定)に基づき入学する外国学生については、入学検定料、入学金、授業料及びその他の納入金を徴収しない。

第57条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国学生に対しては、本節のほか学生の規定を準用する。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に対しては、卒業、学士の学位、修業年限及び授業料に関する規定は適用しない。

第16節 学寮

第58条 本学に学寮を置く。

2 寮則については別に定めるところによる。

第17節 附属施設

第59条 本学に学術メディアセンターを置く。

2 学術メディアセンターは、本学教職員及び学生の研究、調査に資するため、図書その他文献並びに研究資料(以下「学術メディアセンター資料」という。)を収集管理し、利用に供するところとする。

3 学術メディアセンターは、本学における図書の購入、受入及び寄贈並びに委託に関する事務を処理し、学術メディアセンター資料の保管管理にあたる。

4 前項の事務処理のために、司書、司書補、事務員、その他必要な職員を置く。

5 学術メディアセンター長は、教授又は事務員をもって充て、学長がこれを任免する。教授が学術メディアセンター長を兼務する場合の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

6 学術メディアセンター長は学術メディアセンター運営に関する事務を統括する。司書以下は、学術メディアセンター長の指揮をうけて事務を分掌する。

第60条 医学部に附属医(病)院を置く。

2 附属医(病)院については別に定めるところによる。

第18節 厚生保健

第61条 厚生保健については別に定めるところによる。

第19節 賞罰

第62条 学生で、他の範とするに足る者があるときは、これを表彰することができる。

第63条 学生で、学生の本分にもとり、本学則その他学生に関する諸規則に反し、または本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉を傷つける言動ある者は、これを懲戒に処する。

第64条 懲戒は、これを分けて謹責、停学及び退学の3種とする。ただし、懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ命ずるものとする。

- (1) 操行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

第20節 奨学制度

第65条 本学に学資補助による奨学制度を置く。

第66条 学資補助は申請者中から次の条件を備える者に対して行なう。

- (1) 学業成績と人物が共に優秀であること。
- (2) 身体が健康であること。
- (3) 学資の補助を要すること。

第67条 学資補助を受ける者は、各学部教授会において選考の上推薦し、学長がこれを決定する。

第68条 奨学制度については別に定めるところによる。

第21節 学則の改廃

第68条の2 この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係学部の教授会及び大学協議会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

第2章 医学部規程

第1節 教育課程

第69条 医学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

2 学生は、本条以下に規定するところにより、医学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

第70条 医学部の授業科目、配当学年並びにその単位数は、別表第1のとおりとする。

2 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学することなく外国

の大学において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することができる。外国の大学において修学する期間は原則1年を限度とする。

- 4 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生に、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。
- 5 第3項に定めるもののほか、本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学期間中に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学部における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 6 第3項から第5項の規定により履修した科目について修得した単位は、第2項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えない範囲で、本学部における科目的履修により修得したものとみなすことができる。

第2節 履修及び進級・卒業

第71条 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験実習及び実技については、履修は実験室、実習場等で行われるものとして30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項各号に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

第72条 学生は、第70条別表第1に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

- 2 前項の当該学年区分に配当されたすべての授業科目を修得した者は、各学年に進級することができる。

第73条 削除

第74条 削除

第75条 選択科目の選択は、学期開始後指定期間にを行い、登録をしなければならない。

第76条 学長は、医学部に6年以上在学し、第70条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

第3節 試験及び評価

第77条 学業成績は、試験によってこれを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法による考查を行うことがある。

- 2 試験は、授業科目ごとに行い、次の3種とする。

- (1) 学期末試験
 - (2) 臨時試験
 - (3) 追試験
- 3 学期末試験は、学年末又は学年末に行う。
 - 4 臨時試験は、学期の途中において隨時行う。
 - 5 追試験は、やむを得ない事故のために学期末試験又は臨時試験を受けることができなかつた者のためにのみ行う。
 - 6 学期末試験に不合格となった者に対して、再試験を行うことができる。
 - 7 学期末試験又は学期末試験の追試験若しくは再試験を受けなかつた授業科目は、不合格とする。
 - 8 学期末試験又は学期末試験の追試験若しくは再試験の時期及び方法は、教授会で決定する。

第78条 学生は、当該学年に配当された必修科目及び登録をした選択科目について、所定の授業時間数の3分の2以上出席した授業科目に限り試験を受けることができる。

- 2 修学について正規の手続を怠っている者は、受験資格を失うことがある。

第79条 各授業科目の成績は、年次成績による。

第80条 学業成績の評価は100点満点の評点で行い、年次成績の評点60点以上をもって合格とする。

- 2 合格した授業科目については、学年ごとに所定の単位を与える。

第81条 削除

第82条 削除

第83条 削除

第84条 削除

第85条 削除

第86条 削除

第87条 削除

第88条 削除

第89条 削除

第90条 試験に関する細則は別に定めるところによる。

第91条 削除

第3章 スポーツ健康科学部規程

第1節 教育課程

第92条 スポーツ健康科学部（この章において「本学部」という。）における教育課程は、この節の定めるところによる。

2 学生は、この章に規定するところにより、スポーツ健康科学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

第93条 削除

第94条 スポーツ健康科学科の授業科目、各授業科目の配当学年及び単位数は、別表第3及び別表第4(1)から(5)までに掲げるとおりとする。

2 学生があらかじめ教授会で認定した他学部開講授業科目を履修して修得した単位については、30単位を超えない範囲で本学部選択単位に充てることができる。

3 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することがある。外国の大学において修学する期間は原則1年を限度とする。

5 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生に、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

6 第4項に定めるもののほか、本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学期間中に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学部における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

7 第4項から第6項の規定により履修した科目について修得した単位は、第2項及び第3項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えない範囲で、本学部における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第95条 教育職員の免許状の授与を受けようとする者は、別表第4(1)から(4)に定める授業科目について、授与を受けようとする免許状の教科又は種類に応じて各別表の備考欄に定める単位数を修得しなければならない。

第2節 履修及び卒業

第96条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 上記の基準にかかわらず、ゼミナール及び卒業研究については、学修の成果を評価して単位を授与することとし、これらに必要な学修等を考慮して、それぞれ4単位を与える。

2 前項各号に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

第97条 削除

第98条 学生は、次の表の科目区分に掲げるそれぞれの科目について、必修（分野必修及びコース必修を含む。）、選択必修（分野選択必修及びコース選択必修を含む。）及び選択の欄に定める単位を、別表第3に掲げる授業科目を履修することにより修得しなければならない。

科目区分	必修	選択必修	選択	合計
一般教養科目	10単位	12単位	—	22単位
専門基礎科目	21単位	3単位	—	24単位

専門展開科目	16単位	2単位	18単位	36単位
専門科目	14単位	4単位	24単位	42単位
合計	61単位	21単位	42単位	124単位以上

第99条 学生は、当該学年区分に配当された授業科目に加え、下級学年区分に配当された科目を履修することができる。

第100条 削除

第101条 削除

第102条 卒業資格の認定は、スポーツ健康科学部に4年以上在学し、第98条の規定により124単位以上を修得した者について、教授会の審議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の卒業資格を認定された者に学士の学位（スポーツ健康科学）を授与する。

第3節 試験及び評価

第103条 削除

第104条 学生は、履修登録をした科目について所定の授業時間数の3分の2以上出席した授業科目に限り試験を受けることができる。

第105条 各授業科目的成績は、試験によって評価する。ただし、授業科目によっては、試験以外の適切な方法により評価を行うことがある。

2 試験は、授業科目又は担当教員ごとに行い、学期末試験及び追試験の2種とする。

3 前項の追試験については、やむを得ない事由のために学期末試験を受けることができなかつた者のために行うものとする。

4 学期末試験又は追試験を受けなかつた場合は、その事由にかかわらず当該授業科目を不合格とする。

5 試験の時期及び方法は、教授会で定める。

第106条 不合格となった授業科目については、当該授業科目を再履修し、改めて受験資格を得た場合に試験を受けることができる。ただし、教授会において認められた場合には、この限りでない。

第107条 各授業科目的成績は年次成績による。

第108条 各授業科目的成績は、100点を満点とする評点により評価するものとし、60点以上の評点をもって合格とする。

第109条 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

第110条 合格した授業科目については、これを取り消すこと、又は再受験することはできない。

第111条 試験に関する細則は、別に定めるところによる。

第4節 削除

第112条 削除

第5節 免許状等

第113条 教育職員免許法に定める中学校教諭又は高等学校教諭の保健体育の教科に係る免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

(1) 別表第4(1)の教育の基礎的的理解に関する科目等に掲げる授業科目について29単位

(2) 別表第4(2)の教科及び教科の指導法に関する科目（保健体育）に掲げる授業科目について、同表備考欄の要件を満たし、かつ、31単位以上

(3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び情報機器の操作の各科目に該当する授業科目として、別表第4(3)に掲げる授業科目についてそれぞれ2単位以上

2 教育職員免許法に定める特別支援学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める要件を満たし、かつ、別表第4(4)の特別支援教育に関する科目について27単位を修得しなければならない。

3 前各項のほか教育職員の免許状授与の所要資格については、教育職員免許法及び同法施行規則の定めるところによる。

4 前各項及び第102条に定められた要件を満たした者に与えられる教育職員の免許状は、次のとおりである。

スポーツ健康科学科

中学校教諭1種免許状 保健体育

高等学校教諭1種免許状 保健体育

特別支援学校教諭1種免許状 知的障害者教育領域 肢体不自由教育領域 病弱教育領域

第114条 削除

第115条 労働安全衛生法に基づく衛生管理者を希望する本学部の在籍者は、第94条別表第4(5)に掲げる授業科目について所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の要件を満して卒業した者は、衛生管理者免許(1種)の授与を無試験で受けることができる。

第116条 削除

第116条の2 削除

第4章 医療看護学部規程

第1節 教育課程

第117条 医療看護学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

2 学生は、本条以下に規定するところにより、看護学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

第118条 看護学科の授業科目、配当学年並びにその単位数及び時間数は、別表第5のとおりとする。

2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目(単位を含む。)を履修し、単位を修得した時は、30単位を超えない範囲で、本学部選択単位に充当することができる。

3 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することができる。外国の大学において修学する期間は原則1年を限度とする。

5 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生に、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。

6 第4項に定めるもののほか、本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学期間中に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学部における相当する授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。

7 第4項から第6項の規定により履修した科目について修得した単位は、第2項及び第3項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えない範囲で、本学部における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第2節 履修及び進級・卒業

第119条 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験実習及び実技については、履修は実験室、実習場等で行われるものとして45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項各号に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

第120条 学生は、第118条別表第5に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

2 前項の当該学年区分に配当された必修の授業科目を修得した者は、各学年に進級することができる。

3 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、他学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。

4 履修の方法については、別に定める。

第121条 試験及び評価については、別に定める。

第122条 学長は、医療看護学部に4年以上在学し、第118条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

第5章 保健看護学部規程

第1節 教育課程

第123条 保健看護学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

2 学生は、本条以下に規定するところにより、看護学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

第124条 看護学科の授業科目、配当学年並びにその単位数及び時間数は、別表第6のとおりとする。

2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目(単位を含む。)を履修し、単位を修得した時は、30単位を超えない範囲で、本学部選択単位に充当することができる。

3 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみな

すことができる。

- 4 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することができる。外国の大学において修学する期間は原則1年を限度とする。
- 5 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生に、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。
- 6 第4項に定めるもののほか、本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学期間に中に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学部における相当する授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。
- 7 第4項から第6項の規定により履修した科目について修得した単位は、第2項及び第3項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えない範囲で、本学部における科目的履修により修得したものとみなすことができる。

第2節 履修及び進級・卒業

第125条 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験実習及び実技については、履修は実験室、実習場等で行われるものとして45時間の授業をもって1単位とする。
 - 2 前項各号に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 第126条 学生は、第124条別表第6に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。
- 2 前項の当該学年区分に配当された必修の授業科目を修得した者は、各学年に進級することができる。
 - 3 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、他学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。
 - 4 履修の方法については、別に定める。

第127条 試験及び評価については、別に定める。

第128条 学長は、保健看護学部に4年以上在学し、第124条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

第6章 国際教養学部規程

第1節 教育課程

第129条 国際教養学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

- 2 学生は本条以下に規定するところにより、国際教養学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

第130条 国際教養学科の授業科目、配当学年及びその単位数は別表第7(1)、(2)、(3)及び(4)のとおりとする。

- 2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目（単位を含む。）を履修し、単位を修得した時は、30単位を超えない範囲で、本学部選択単位に充当することができる。
- 3 本学部が教育上有益と認める時は、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することができる。外国の大学において修学する期間は原則1年を限度とする。
- 5 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生に、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。
- 6 第4項に定めるもののほか、本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学期間に中に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学部における相当する授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。
- 7 第4項から第6項の規定により履修した科目について修得した単位は、第2項及び第3項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えない範囲で、本学部における科目的履修により修得したものとみなすことができる。

第131条 教育職員の免許状（英語）取得を希望する者は、第130条別表第7(2)、(3)及び(4)に定める

授業科目を履修しなければならない。

第2節 履修及び卒業

第132条 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験実習・実技については、履修は、実験室、実習場等で行われるものとして30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項各号に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

第133条 学生は、第130条別表第7(1)に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

- 2 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、下級学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。
- 3 各年次にわたる適切な科目履修を可能とするため、履修科目として1年間に登録することができる単位数に上限を定める。但し、優れた成績をもって所定の単位を修得した学生については、上限を超えて履修科目を登録することができる。
- 4 履修の方法及び1年間の上限単位数等については、別に定める。

第134条 試験及び評価については、別に定める。

第135条 学長は国際教養学部に4年以上在学し、第133条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

第3節 免許状等

第136条 教育職員の免許状取得を希望する者は、少なくとも次の各号に示す単位を取得しなければならない。

- (1) 教科及び教科の指導法に関する科目（英語）として、第130条別表第7(2)に定める授業科目の中から免許状の種類に応じた科目に基づく単位
- (2) 教育の基礎的理解に関する科目等、大学が独自に設定する科目については、第130条別表第7(3)及び(4)に定める科目から免許状の種類に応じた科目に基づく単位
- 2 前項のほか教育職員の資格取得については教育職員免許法及び同法施行規則の定めるところによる。
- 3 前条及び本条第1項、同第2項に定められた条件を満たした者に与えられる教育職員の免許状は次のとおりである。

中学校教諭1種免許状 英語

高等学校教諭1種免許状 英語

第7章 保健医療学部規程

第1節 教育課程

第137条 保健医療学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

- 2 学生は、本条以下に規定するところにより、各学科所定の各授業科目を履修しなければならない。
- 第138条 各学科の授業科目、配当学年並びにその単位数及び時間数は、別表第8のとおりとする。
- 2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目（単位を含む。）を履修し、単位を修得した時は、30単位を超えない範囲で、本学部選択単位に充当することができる。
- 3 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することができる。外国の大学において修学する期間は原則1年を限度とする。
- 5 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生に、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。
- 6 第4項に定めるもののほか、本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学期間に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学部における相当する授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。
- 7 第4項から第6項の規定により履修した科目について修得した単位は、第2項及び第3項の規定に

より修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えない範囲で、本学部における科目的履修により修得したものとみなすことができる。

第2節 履修及び進級・卒業

第139条 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験実習及び実技については、履修は実験室、実習場等で行われるものとして45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項各号に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

第140条 学生は、第138条別表第8に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

2 前項の当該学年区分に配当された必修の授業科目を修得した者は、各学年に進級することができる。

3 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、他学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。

4 履修の方法については、別に定める。

第141条 試験及び評価については、別に定める。

第142条 学長は、保健医療学部に4年以上在学し、第138条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

第8章 医療科学部規程

第1節 教育課程

第143条 医療科学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

2 学生は、本条以下に規定するところにより、各学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

第144条 各学科の授業科目、配当学年並びにその単位数及び時間数は、別表第9のとおりとする。

2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目(単位を含む。)を履修し、単位を修得した時は、30単位を超えない範囲で、本学部選択単位に充当することができる。

3 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第2節 履修及び進級・卒業

第145条 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験実習及び実技については、履修はすべて実験室、実習場等で行われるものとして45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項各号に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

第146条 学生は、第144条別表第9に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

2 前項の当該学年区分に配当された必修の授業科目を修得した者は、各学年に進級することができる。

3 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、他学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。

4 履修の方法については、別に定める。

第147条 試験及び評価については、別に定める。

第148条 学長は、医療科学部に4年以上在学し、第144条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

第9章 健康データサイエンス学部規程

第1節 教育課程

第149条 健康データサイエンス学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

2 学生は、本条以下に規定するところにより、所定の授業科目を履修しなければならない。

第150条 授業科目、配当学年並びにその単位数及び時間数は、別表第10のとおりとする。

2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目(単位を含む。)を履修し、単位を修得した時は、30単位を超えない範囲で、本学部選択単位に充当することができる。

3 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第2節 履修及び進級・卒業

第151条 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験実習及び実技については、履修はすべて実験室、実習場等で行われるものとして45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項各号に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

第152条 学生は、第150条別表第10に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

2 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、他学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。

3 履修の方法については、別に定める。

第153条 試験及び評価については、別に定める。

第154条 学長は、健康データサイエンス学部に4年以上在学し、第150条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和29年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和31年4月1日から施行する。医学部規定第2節試験履修及び卒業の規定は昭和31年度以降入学者に適用する。昭和30年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和34年4月1日から施行する。体育学部規定は昭和34年度以降入学者より適用する。昭和33年度以前入学者は従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。第100条、第101条、第111条の規定は、昭和42年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。第68条、第69条、第73条、第74条、第81条、第92条の規定は昭和43年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。第69条、第70条、第74条、第75条、第82条の規定は昭和44年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。第2条、第47条、第70条、第74条、第75条、第82条、第92条、第96条第2項、第97条、第98条、第100条、第102条、第105条の規定並びに別表第1、別表第2、別表第3は、昭和45年以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年11月29日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。第15条、第31条及び第34条の規定は、昭和48年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和50年10月29日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年7月28日から施行する。ただし、第15条第2項、第31条第1項、第31条第2項、第34条の規定は、昭和51年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和53年1月1日から施行する。ただし、第15条第2項、第31条第2項及び第34条の規定は、昭和53年度入学者から適用し、昭和52年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和53年12月1日から施行する。ただし、第31条第2項及び第34条第1号・第2号の規定は、昭和54年度入学者から適用し、昭和53年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項、第31条第2項の規定は、昭和55年度入学者から適用し、昭和54年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

2 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

昭和51年度 490名

昭和52年度 500名

昭和53年度 510名

昭和54年度 520名

昭和55年度 530名

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第22条第2項、第94条別表第2(1)・(2)、第98条、第102条及び第113条第1項第1号の規定は、昭和56年度入学者から適用し、昭和55年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第31条第2項及び第34条第2号の規定は、昭和57年度入学者から適用し、昭和56年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年10月1日から施行する。ただし、第31条第2項の規定は、昭和60年度入学者から適用し、昭和59年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第70条、第74条、第75条の規定は、昭和60年度入学者から適用し、昭和59年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第34条第2号の規定は、昭和63年度入学者から適用し、昭和62年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第31条第2号の規定は、平成元年度入学者

から適用し、昭和63年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

- 2 第31条第3項に規定する施設設備費については、昭和63年度以前の入学者に対しては次のとおりとする。

	医学部	体育学部
昭和62年度以前	154万5千円	20万6千円
昭和63年度	154万5千円	25万8千円

- 3 第47条に定める体育学部体育学科並びに健康学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	体育学科	健康学科
平成元年度	500名	200名
平成2年度	600名	240名
平成3年度	700名	280名

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項、第27条第2号、第31条第2項、第93条、第94条、第95条、第97条、第98条、第100条、第102条及び第113条の規定は、平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第93条別表第1、第94条別表第2及び第3は、平成3年度入学者から適用し、平成2年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第31条第3項の規定は、平成4年度入学者から適用し、平成3年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条、第31条、第47条、第92条、第93条、第94条別表第1及び第2、第95条、第96条、第97条、第98条、第100条、第101条、第102条、第106条、第110条、第113条、第114条、第116条の規定は、平成5年度スポーツ健康科学部入学者から適用し、平成4年度以前の体育学部入学者に対しては従前の規定による。

- 2 第47条に定めるスポーツ健康科学部各学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	スポーツ科学科	スポーツマネジメント学科	健康学科
平成5年度	120名	80名	80名
平成6年度	240名	160名	160名
平成7年度	360名	240名	240名

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 この学則による改正後の学則第2条、第4条、第6条、第8条、第11条、第27条、第37条、第69条から第82条、第83条から第91条、までの改正規定は、平成6年度医学部入学者から適用し、平成5年度以前の医学部入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年8月1日から施行する。

- 2 この学則による改正後の学則第31条の規定は、平成7年度入学者から適用し、平成6年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第31条の規定は、平成8年度入学者から適用し、平成7年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 この学則による改正後の学則第14条第2項、第15条第2項及び第31条第3項と第4項の規定は、平成11年度入学者から適用し、平成10年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 この学則による改正後の学則第98条は、平成14年度入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 改正後の学則第94条、第115条及び第116条は、平成15年度入学者から適用し、平成14年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 第47条に定める医療看護学部看護学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

平成16年度 100名

平成17年度 200名

平成18年度 300名

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 第47条に定めるスポーツ健康科学部スポーツ科学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

スポーツ科学科

平成17年度	610名
平成18年度	660名
平成19年度	710名
平成20年度	760名

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 第47条に定める医療看護学部看護学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

看護学科

平成18年度	400名
平成19年度	600名
平成20年度	700名

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年6月1日から施行する。

2 この学則による改正後の学則第31条の規定は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第47条に定める医学部医学科の入学定員については、平成29年度までは緊急医師確保対策に基づく定員5名を内数として含み平成30年度以降は含まないものとし、また、総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成21年度	560名
平成22年度	580名
平成23年度	600名
平成24年度	620名
平成25年度	640名

附 則

この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第47条に定める保健看護学部看護学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

看護学科

平成22年度	120名
平成23年度	240名
平成24年度	360名

3 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成22年度	589名
平成23年度	618名
平成24年度	647名
平成25年度	676名
平成26年度	705名

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成23年度	619名
平成24年度	649名

平成25年度	679名
平成26年度	709名
平成27年度	719名

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第31条の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 3 この学則による改正後の学則第118条、第120条、第124条及び第126条の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 4 この学則による改正後の学則第94条及び第116条の2の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 5 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成24年度	650名
平成25年度	681名
平成26年度	712名
平成27年度	723名
平成28年度	725名

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第15条及び第31条の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 3 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成25年度	684名
平成26年度	718名
平成27年度	732名
平成28年度	737名
平成29年度	741名

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める国際教養学部国際教養学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

国際教養学科

平成27年度	120名
平成28年度	240名
平成29年度	360名

- 3 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成27年度	735名
平成28年度	743名

平成29年度	750名
平成30年度	756名
平成31年度	759名

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年7月1日から施行する。
 - 2 第31条に定める保健看護学部実験実習費は、平成28年度入学者から適用する。
- 附 則
- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成28年度	746名
平成29年度	756名
平成30年度	765名
平成31年度	771名
平成32年度	777名

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定めるスポーツ健康科学部スポーツ科学科、スポーツマネジメント学科、健康学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

スポーツ科学科	スポーツマネジメント学科	健康学科
---------	--------------	------

平成29年度	820名	290名	290名
平成30年度	880名	300名	300名
平成31年度	940名	310名	310名

- 3 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成29年度	763名
平成30年度	779名
平成31年度	792名
平成32年度	805名
平成33年度	815名

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員については、平成31年度までは新成長戦略等に基づく定員35名を含んだ140名を定員とし、総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学部医学科

	入学定員	総定員
平成30年度	140名	782名
平成31年度	140名	798名
平成32年度	105名	779名
平成33年度	105名	757名
平成34年度	105名	732名
平成35年度	105名	700名
平成36年度	105名	665名

附 則

この学則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 第47条に定める国際教養学部国際教養学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

国際教養学科

平成31年度	600名
平成32年度	720名
平成33年度	840名

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の学則第94条、第95条、第96条、第98条、第113条及び第115条の規定は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

3 第47条に定める保健医療学部理学療法学科、診療放射線学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

理学療法学科

診療放射線学科

平成31年度	120名	120名
平成32年度	240名	240名
平成33年度	360名	360名

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員は、令和2年度については医学部医学科の募集人員減への臨時的な措置の活用に伴う期限を付した収容定員の減員により、臨時的に入学定員1名を減じた104名を入学定員とし、令和3年度に入学定員を105名に戻す。総定員は学年進行完成まで次のとおりとする。

医学部医学科

	入学定員	総定員
令和2年度	104名	778名
令和3年度	105名	756名
令和4年度	105名	731名
令和5年度	105名	699名
令和6年度	105名	664名
令和7年度	105名	629名
令和8年度	105名	630名

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員については、令和3年度までは臨時定員31名を含んだ136名を入学定員とする。但し、令和2年度の入学定員については、医学部医学科の募集人員減への臨時的な措置の活用に伴う期限を付した収容定員の減員により、臨時的に入学定員1名を減じた135名を入学定員とする。
- 3 令和2年度から令和8年度までの入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

医学部医学科

	入学定員	総定員
令和2年度	135名	809名
令和3年度	136名	818名
令和4年度	105名	793名
令和5年度	105名	761名
令和6年度	105名	726名
令和7年度	105名	691名
令和8年度	105名	661名

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第1条、第2条、第5条、第47条及び第3章の改正規定は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

3 第47条に定めるスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

スポーツ科学科 スポーツマネジメント学科 健康学科 スポーツ健康科学科

令和3年度	750名	240名	240名	600名
-------	------	------	------	------

令和4年度	500名	160名	160名	1,200名
令和5年度	250名	80名	80名	1,800名

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第31条の規定は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員については、令和4年度までは臨時定員33名を含んだ138名を入学定員とする。

3 令和4年度から令和9年度までの入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

医学部医学科

	入学定員	総定員
令和4年度	138名	826名
令和5年度	105名	794名
令和6年度	105名	759名
令和7年度	105名	724名
令和8年度	105名	694名
令和9年度	105名	663名

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 第47条に定める医療科学部臨床検査学科、臨床工学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

臨床検査学科 臨床工学科

令和4年度	110名	70名
令和5年度	220名	140名
令和6年度	330名	210名

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 第47条に定める医療看護学部及び保健看護学部の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医療看護学部 保健看護学部

令和4年度	820名	490名
令和5年度	840名	500名
令和6年度	860名	510名

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 第47条に定める健康データサイエンス学部の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

健康データサイエンス学部

令和5年度	100名
令和6年度	200名
令和7年度	300名

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員については、令和5年度までは臨時定員35名を含んだ140名を入学定員とする。

3 令和5年度から令和10年度までの入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

医学部医学科

入学定員 総定員

令和5年度	140名	829名
令和6年度	105名	794名
令和7年度	105名	759名
令和8年度	105名	729名
令和9年度	105名	698名
令和10年度	105名	665名

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第144条の規定は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別記 学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的（第1条第2項関係）

（医学部）

医学部は、人類の健康・福祉に寄与できる専門的な知識、技術を身につけ、「科学者」の視点をもちつつ、感性豊かな教養人としての医師・医学者を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 科学的根拠に基づいた医学・医療を行うための体系的な知識と確実な技術を身につける。
- (2) 不断前進する医学・医療を生涯にわたってアクティブに自学自習する態度・習慣を身につける。
- (3) 常に相手の立場に立って物事を考え、人間として、医師・医学者として他を思いやり、慈しむ心、即ち学是「仁」の心を涵養する。
- (4) チーム医療・研究を円滑に遂行できる能力と習慣を身につける。
- (5) 国際社会に役立ち、未来を切り開く人間性溢れる豊かな教養を培う。

（スポーツ健康科学部）

スポーツ健康科学部は、学是である「仁」の精神に基づき、「スポーツと健康」に関する多角的な視点及びスポーツ健康科学分野における専門性並びに高い倫理観を備え、多様な価値をもつスポーツを通じて社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。そのため学生は、次に定める資質及

び能力を身に付けることを目標とする。

- (1) スポーツ健康科学に関連した幅広い知識を基礎とした教養
- (2) スポーツ又は健康に関わる分野で指導的な役割を果たすための高い倫理観
- (3) グローバル社会において連携や協働を促進するためのコミュニケーション能力とリーダーシップ
- (4) 社会や環境の変化に対応し、自ら課題を見つけ、スポーツ健康科学分野における専門的な知識又は技能をもとに課題を解決できる能力

(医療看護学部)

医療看護学部は、学是である「仁」の精神に基づき、安心・安全で質の高い看護を提供し、更に高度先進医療の一翼を担うことができる看護職者の育成を目指す。

- (1) 看護に関する確実な知識・技術を身につけ、心身を癒す質の高い看護が実践できる看護実戦能力を修得する。
- (2) 次世代の看護職者として国際的に通用し、広く保健・医療・福祉の分野において活躍できる能力を修得する。

(保健看護学部)

保健看護学部は、学是である「仁」の精神に基づき、チーム医療の一翼を担う優れた看護実践力をもつ心温かな看護職者及び地域の人々の保健衛生・健康保全に貢献する国際性豊かな看護職者を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 科学的根拠に基づいた看護基礎能力を身につけ、心身を癒す看護実践能力を修得する。
- (2) 進歩・変化著しい保健・医療・福祉分野を総合的に理解し、創意工夫する態度・習慣を身につける。
- (3) 自ら健康維持増進に留意し行動的に学習し、国際的に活躍できる素養を身につける。

(国際教養学部)

国際教養学部は、学是である「仁」の精神に基づき、グローバル化時代の国際社会に貢献できる能力の開発を目指し、グローバリゼーションの時代にふさわしい国際教養を備え、多角的な視点を養い、論理的な思考力と分析力、実行力を身につけ、強い自立心と倫理観、問題解決能力を身に付けたグローバル市民を育成する。そのために、以下の目標を定める。

- (1) グローバル市民として英語等外国語によるコミュニケーション能力を修得する。
- (2) 国際社会で幅広く活躍するベースとなる国際教養を理解し、身に付ける。
- (3) 国際社会の課題解決に取り組む意欲に溢れ、人間味豊かな人格を培う。

(保健医療学部)

保健医療学部は、学是である「仁」の精神に基づき、人間尊重の理念と高い倫理観と豊かな人間性を育み、医学や医療に係る基本的知識に裏打ちされた科学的根拠に基づく専門的知識及び医療技術を教授して、確かな実践能力と態度を身につけ、自己成長を目指して主体的に学修を継続することのできる資質の高い医療専門職者を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 理学療法学科では、理学療法に関する確実な知識・技術を身につけ、科学的根拠に基づいた有効な理学療法が実践できる能力を修得する。
- (2) 診療放射線学科では、放射線医療の高度化・多様化に対応し、科学的根拠に基づいた放射線診断・治療機器の操作を実践できる能力を修得する。

(医療科学部)

医療科学部は、学是である「仁」の精神に基づき、人間尊重の理念と高い倫理観と豊かな人間性を育み、医学や医療に係る基本的知識に裏打ちされた科学的根拠に基づく専門的知識及び医療技術を教授して、確かな実践能力と態度を身につけ、自己成長を目指して主体的に学修を継続することのできる資質の高い医療専門職者を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 臨床検査学科では、臨床検査に関する確実な知識・技術を身につけ、科学的根拠に基づいた有効な臨床検査が実践できる能力を修得する。
- (2) 臨床工学科では、医療機器の高度化・多様化に対応し、科学的根拠に基づいた医療機器の管理・操作を実践できる能力を修得する。

(健康データサイエンス学部)

健康データサイエンス学部は、学是である「仁」の精神に基づき、医療・健康・スポーツ分野においてデータサイエンスを通じて社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 医療・健康・スポーツ分野のデータを活用した分析能力を修得する。

(2) 医療・健康・スポーツに関する基本的知識を基礎とした教養を修得する。

医学部

別表第1 教育課程

分類	授業科目名	配当学年	単位数			備考
			必修	選択必修	選択	
一般教育科目	共通科目 医療プロフェッショナリズム入門	1	1			化学、物理、生物、数学の各分野から1単位以上、計6単位以上を選択し修得すること
	医療入門	1	1			
	行動科学 I	1	1			
	医学研究入門 I	1	1			
	Practical English for TOEFL I	1	1			
	Practical English for TOEFL II	1	1			
	TOEFL・IELTS演習	1	1			
	スポーツと健康	1	1			
	ライフサイエンスのための化学	1	1			
	人体物理学	1	1			
	細胞生物学	1	1			
	統計解析への数学	1	1			
自然科学総合実習科目	データサイエンス基礎	1	1			授業科目詳細は別に定める。1単位を選択し修得すること。
	基礎医学入門（組織細胞生物学）	1	1			
	(化学) 定性分析	1		1		
	(化学) 生物物質の分離と定量の基礎	1		1		
	(物理) 物理学入門	1		1		
	(物理) ミクロの世界から	1		1		
	(生物) 顕微鏡観察	1		1		
	(生物) カエルの解剖	1		1		
PBL科目	(数学) データサイエンス実践 I	1		1		授業科目詳細は別に定める。1単位を選択し修得すること。
	(数学) データサイエンス実践 II	1		1		
自然科	PBL	1		1		授業科目詳細は別に定める。1単位を選択し修得すること。
自然科	Medical Biology in English	1			1	自然科学 左記の7単位

学系 選択科目	2変数の微分積分入門	1		1	から1単位以上選択し修得すること	に加え、選択科目から4単位以上選択し、計11単位以上を修得すること
	相対論入門：時空とエネルギー	1		1		
	ヒューマンバイオロジー	1		1		
	分子の形	1		1		
語学 系 選 択科目	Academic English for TOEFL I	1		1	語学系から4単位以上選択し修得すること	
	Academic English for TOEFL II	1		1		
	Academic English for TOEFL III	1		1		
	Academic English for TOEFL IV	1		1		
	Academic English for TOEFL V	1		1		
	Academic English for TOEFL VI	1		1		
	Academic English for TOEFL VII	1		1		
	TOEFL特別演習 I (ABC)	1		1		
	TOEFL特別演習 II (CDE)	1		1		
	TOEFL特別演習 III (ABC)	1		1		
	TOEFL特別演習 IV (CDE)	1		1		
	Introduction to ECFMG	1		1		
	ドイツ語 I	1		1		
	ドイツ語 II	1		1		
	フランス語 I	1		1		
	フランス語 II	1		1		
	中国語 I	1		1		
	中国語 II	1		1		
	日本語リテラシー	1		1		
	日本語アカデミックライティング	1		1		
人文社会 学系 選択科 目	コミュニケーション論	1		1	人文社会 学系から 2単位以 上選択し 修得する こと	
	生きる意志（倫理学）	1		1		
	医療社会学	1		1		
	医療の経営学	1		1		
	医療行為と法	1		1		
	文化の中の健康	1		1		
	メディカル・ヒューマニティーズ	1		1		
自由選 択科目	新しい世界を拓いた人々	1		1	選択科目 として充	
	知の統合	1		1		

	医学研究入門Ⅱ	1		1	当
	科学研究のための基礎	1		1	
	科学研究ゼミナール	1		1	
	マリン実習	1		1	
他学部 開講科 目	※注1	1			※注1 授業科目 は別に定 める。
専 門 教 育 科 目	基礎医 学科目	基礎医学Ⅰ(組織学／神経解剖学／ 組織学実習／脳解剖実習)	2	9	
		基礎医学Ⅱ(生化学／発生／生化 学・分子生物学実習／症例検討1)	2	8	
		基礎医学Ⅲ(動物生理学／植物生理 学／薬理学／生理・薬理学実習／症 例検討2)	2	13	
		基礎医学IV(感染・免疫／微生物学 実習／寄生虫学実習／免疫学実習 ／症例検討3)	2	8	
		基礎医学V(病理・病態／病理総論 実習)	3	6	
		基礎医学VI(解剖学／人体解剖実 習)	2	8	
		基礎ゼミナール	3	4	
臨 床 医 学 科 目	臨床医学I(消化器／外科一般)	3	7		
	臨床医学II(心臓／血管／呼吸／胸 郭／縦隔)	3	6		
	臨床医学III(腎／生殖／泌尿器)	3	5		
	臨床医学IV(脳神経／精神／心身／ 老年医学)	3	6		
	臨床医学V(感覚器／運動)	3	5		
	臨床医学VI(内分泌／代謝／栄養／ アレルギー／膠原病／免疫／血液)	3	6		
	臨床医学VII(小児・周産期)	4	5		
	臨床医学VIII(皮膚／頭頸部／感染症 ／中毒／災害／漢方)	4	3		
	臨床医学IX(臨床医学総論(症候 論・臨床疫学・EBM)／感染症・感 染制御／外科／救急・災害／腫瘍)	4	10		

	学・緩和医療／放射線／病理／臨床薬理／社会医学／倫理・医療安全／医療面接／輸血／AI)				
行動科学・社会医学科目	社会医学 I (社会医学序論／疫学・統計学／疫学実習／症例検討4)	3	4		
	行動科学 II・社会医学 II (公衆衛生学・行動医学／衛生学／法医学／行動科学・行動医学)	4	4		
体験実習科目	体験実習 I (救急医学実習／医療体験実習 I／基本手技／医学研究／医療安全から見た医療者のプロフェッショナリズム)	2	5		
	体験実習 II (医療体験実習 II／基本手技／診察技法／医療面接実習)	3	3		
医学英語科目	English for Medicine I	2	2		
	English for Medicine II	3	1		
	Clinical Skills for International Medicine	4	1		
臨床実習科目	臨床実習前トレーニング	4	6		別途、共用試験医学系CBT及びPre-CC OSCEを課す
	臨床コア実習 I [20週間]	4	14		全72週間を必須とし、6年次の臨床実習修了後に、別途、Post-CC OSCEを課す
	臨床コア実習 II [12週間]	5	8		
	臨床実習 I [28週間]	5	20		
	臨床実習 II [4週間]	6	2		
	学生インターンシップ実習 [8週間]	6	6		
総合統括科目	必修コース	6	3		総合試験及び卒業試験を課す
計		202	7	11	

別表第2 教育課程 削除

スポーツ健康科学部

別表第3 教育課程

(1) 一般教養科目

授業科目	配当学年	単位数		備考	
		必修	選択必修		
一般教養	外国語科目	Basic English I	1	2	必修4単位

科目	Basic English II	1	2			
	Basic English III	2	2			選択必修4単位
	TOEFL・IELTS	1	2			
	フランス語	1	2			
	中国語	1	2			
	English Presentation	3・4		2	選択	
	English Reading	3・4		2		
	人文・社会科学科目	日本国憲法 文章表現法	1 1	2 2		必修4単位
	新しい世界を拓いた人々 心理学 経済学 文学 人間の生き方	1 1・2 1・2 1・2 1・2		2 2 2 2		選択必修4単位
	自然科学科目	情報処理演習 データサイエンスのための数学 細胞の生物学 一般化学 基礎の物理 統計学	1 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2	2 2 2 2 2 2		必修2単位 選択必修4単位

(2) 専門基礎科目

授業科目	配当学年	単位数			備考
		必修	選択必修	選択	
専門基礎科目	専門導入科目	スポーツ健康科学総論 体育原理 生理学 機能解剖学 スポーツ指導者に必要な医学的知識 スポーツと栄養 スポーツマネジメント総論	1 1 1 1 1 1 1	4 2 2 2 2 2 2	必修20単位

	スポーツ社会学 特別支援教育論	1 1	2 2			
運動実技 科目	体つくり運動	1	1			必修1単位
	陸上運動	1		1		選択必修3 単位
	水泳	2		1		
	器械運動	1		1		
	球技（ゴール型）	1		1		
	球技（ネット型）	2		1		
	球技（ベースボール型）	2		1		
	ダンス	1		1		
	武道	1		1		
	アウトドアスポーツA	2			1	選択
	アウトドアスポーツB	2			1	

（3）専門展開科目

授業科目	配当 学年	単位数			備考
		必 修	選 択 必 修	選 択	
専門展開 科目	専門展開共通科目	キャリアデザイン スポーツ心理学 運動生理学	2 2 2	2 2 2	必修6単位
	スポーツ科学分野 科目	スポーツコーチング論Ⅰ 体力トレーニング論 スポーツ医学総論 スポーツの測定評価学 スポーツ外傷・障害学	2 2 2 2 2	2 2 2 2 2	分野必修10単位
		衛生・公衆衛生学 総論 生涯スポーツ論	2	2	分野選択必修 2単位
		発育発達と加齢の 科学	2		選択

	スポーツバイオメカニクス	2			2	
	保健体育科教育法 I	2			2	
	保健体育科教育法 II	2			2	
	保健体育科教育法 III	2			2	
	スポーツ情報科学	2			2	
スポーツ健康・教育 分野科目	衛生・公衆衛生学総論	2	2			分野必修10単位
	学校保健学	2	2			
	知的障害者の心理	2	2			
	知的障害者教育課程論	2	2			
	健康学概論	2	2			
	スポーツコーチング論 I	2		2		分野選択必修2単位
	生涯スポーツ論	2		2		
	障害者教育総論	2			2	選択
	リハビリテーション概論	2			2	
	医学概論	2			2	
マネジメント科学 分野科目	精神医学	2			2	
	生涯スポーツ論	2	2			分野必修10単位
	情報社会論	2	2			
	経営組織論	2	2			
	組織開発論	2	2			
	スポーツビジネス演習	2	2			
	スポーツコーチング論 I	2		2		分野選択必修2単位
	衛生・公衆衛生学総論	2		2		
	イベント概論	2			2	選択
	社会科学の調査研究演習	2			2	

		スポーツマーケティング	2			2	
--	--	-------------	---	--	--	---	--

(4) 専門科目

授業科目	配当 学年	単位数			備考	
		必 修	選 択必 修	選 択		
専門 科目	専門共通科目	ゼミナール	3~4	4		必修8単位
		卒業研究	3~4	4		
		インターンシップ	3・4		2	選択
		グローバルコミュニケーション	3・4		2	
競技スポーツコ ース科目	スポーツリーダーシップ論	国際スポーツインターンシッ プ	3・4		2	
		スポーツリーダーシップ論	3	2		コース必 修6単位
		スポーツコーチング演習	3	4		
		セルフコーチング演習	3		2	コース選 択必修4単 位
スポーツコーチ ング科学 コー ス科目	スポーツコーチング論Ⅱ	スポーツコーチング論Ⅱ	3	2		コース必 修6単位
		スポーツコーチング演習	3	4		
	スポーツコーチング総合実習	スポーツコーチング総合実習	3		2	コース選 択必修4単 位
		スポーツ外傷・障害の評価と救 急処置実習	3		2	
	アスレティックトレーニング 実習	スポーツ栄養学演習	3		2	選択
		スポーツコンディショニング 実習	3		2	
		アスレティックトレーニング 実習	4		2	
		アスレティックトレーナー總 論	4		2	
		アスレティックリハビリテー ション実習	4		2	
スポーツ医科学 コース科目	スポーツの生理学・生化学	スポーツの生理学・生化学	3	2		コース必 修6単位
		スポーツ医科学総合実験実習	3	2		
		スポーツ医科学基礎演習	3	2		

	スポーツ医科学研究法Ⅰ 身体機能学演習	3 4	2 2		コース選択必修4単位
	スポーツ医科学研究法Ⅱ	4		2	選択
スポーツ教育 コース科目	スポーツ教育学演習 保健体育科教育法Ⅳ 教職実践演習（中・高）	3 3 4	2 2 2		コース必修6単位
	教材開発論演習 学校体育経営管理学 教育課程及び教育方法の理論と実践（情報通信技術の活用含む）	3 3 3	2 2 2		コース選択必修4単位
	生徒・進路指導論 知的障害者指導法	3 3		2 2	選択
	スポーツによる健康サポートの科学 健康運動指導論 健康運動指導実習	3 3 3	2 2 2		コース必修6単位
健康科学コース 科目	健康教育学 健康学実習 環境衛生学 環境衛生学実習 運動処方演習 教育相談 精神保健学 労働基準法	3 3 3 3 4 3 3 3	2 2 2 2 2 2 2 2		コース選択必修4単位
	スポーツマネジメントⅠ スポーツマネジメント演習 スポーツマネジメントⅡ	3 3 4	2 2 2		コース必修6単位
	スポーツ文化論 スポーツメディア論 スポーツファイナンス スポーツ組織マネジメント	3 3 3 3	2 2 2 2		コース選択必修4単位
	スポーツボランティア スポーツ施設マネジメント	3・4 3・4		2 2	選択

		スポーツイベントマネジメント	3・4			2	
「競技スポーツコース」「スポーツコーチング科学コース」「スポーツ医科学コース」のコース選択必修4単位については、他コースのコース選択必修の区分に配置される授業科目を履修して修得した単位を充てることができる。							

別表第4(1) 教育の基礎的理解に関する科目

免許法施行規則の規定		本学開講授業科目				備考	
科目	最低単位	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	配当学年	単位数		
教育の基礎的理解に関する科目	10	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	1	2	必修	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応含む。）	教職概論	1	2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	学校経営論	3	2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	1	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	12	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	3	2	必修	
		総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の内容と教育課程の編成	2	2		
		特別活動の指導法	特別活動の指導法	2	2		
		教育の方法及び技術	教育課程及び教育方法の理論と実践（情報通信技術の活用含む）	3	2		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	3	2		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					

		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	3	2	
教育実践に関する科目	5	教育実習	教育実習 事前事後指導	3・4 3・4	4 1	必修
	2	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	4	2	
29単位を必修とする						

別表第4(2) 教科及び教科の指導法に関する科目（保健体育）

免許法施行規則の規定	本学開講授業科目			備考
科目	授業科目	配当学年	単位数	
体育実技	陸上運動 水泳 器械運動 武道 ダンス 球技（ゴール型） 球技（ネット型） 球技（ベースボール型） 体つくり運動	1 2 1 1 1 1 2 2 1	1 1 1 1 1 1 1 1	必修
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む）	体育原理 スポーツ心理学 学校体育経営管理学 スポーツ社会学 スポーツコートニング論Ⅰ	1 2 3 1 2	2 2 2 2 2	選択必修4単位
生理学（運動生理学を含む）	生理学 運動生理学	1 2	2 2	必修

衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学総論	2	2	必修
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む）	学校保健学	2	2	必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保健体育科教育法 I 保健体育科教育法 II 保健体育科教育法 III 保健体育科教育法 IV	2 2 2 3	2 2 2 2	必修
最低単位 中28 高24	31単位以上を必修とする			

別表第4(3) 教育職員免許法施行規則第66条の6

免許法施行規則の規定		本学開講授業科目			備考
科目	単位数	授業科目	配当学年	単位数	
日本国憲法	2	日本国憲法	1	2	必修
体育	2	陸上運動 水泳 器械運動	1 2 1	1 1 1	選択必修（2単位）
外国語コミュニケーション	2	Basic English I	1	2	必修
情報機器の操作	2	情報処理演習	1	2	必修

別表第4(4) 特別支援教育に関する科目（特別支援学校教諭1種免許）

授業科目	配当学年	単位数	備考
障害者教育総論	2	2	必修
知的障害者の心理	2	2	
肢体不自由者の心理・病理・生理	2	2	
病弱者の心理・生理・病理	3	2	
障害者の病理と生理	3	2	
知的障害者教育課程論	2	2	
知的障害者指導法	3	2	

肢体不自由者指導法	3	2		
病弱者指導法	3	2		
視覚障害者の教育	4	2		
聴覚障害者の教育	4	2		
発達障害と重度・重複障害者の教育	4	2		
特別支援教育実習（事前事後指導を含む）	3・4	3		

別表第4(5) 衛生管理者免許に関する科目

授業科目	配当学年	単位数	備考
生理学	1	2	
運動生理学	2	2	
スポーツ外傷・障害学	2	2	
衛生・公衆衛生学総論	2	2	
障害者の進路支援	2	2	
健康学概論	2	2	必修
環境衛生学	3	2	
環境衛生学実習	3	2	
労働基準法	3	2	
健康教育学	3	2	
精神保健学	3	2	

医療看護学部

別表第5 教育課程

授業科目	配当 学年	単位数		注	備考
		必 修 科 目	選 択 科 目		
人間 と教 養	人間の理 解	日本文学	1	2	【人間の理解】 の選択科目か ら4単位以上選 択
		英米文学	3	2	
		音楽	1	1	
		伝統芸能入門	1	1	
		人間の生き方	1	2	
		現代社会と倫理	1	1	

	心理と行動	1	2		
	子どもの発達と教育	2	1		
人間と社会	法と生活（日本国憲法）	2	2	◇	【人間と社会】の選択科目から4単位以上選択
	現代社会と経済	3	2		
	世界と日本現代史	2	2		
	医療の歴史	1	2		
	世界の医療・福祉制度	2	2		
	社会学入門	1	2		
人間と自然・技術	基礎化学	1	2		【人間と自然・技術】の選択科目から4単位以上選択
	生物	1	2		
	生命現象の科学	2	1		
	免疫の科学	2	1		
	情報科学	1	1		
	統計学	2	1		
	医療とコンピュータ	2	1		
	生活科学	1	2		
	医療看護のための物理学	1	2		
	統計演習	2	1		
人間と言語表現	基礎英語 I (TOEFL・多読初級)	1	1		【人間と言語表現】の選択科目から2単位以上選択
	基礎英語 II (TOEFL・多読中級)	1	1		
	実践英語 I (看護英語初級)	2	1		
	実践英語 II (看護英語中級)	2	1		
	医療英語購読 I (初級)	3		1	
	医療英語購読 II (中級)	4		1	

		英語表現 I A (スピーキング)	1	1		
		英語表現 I B (スピーキング)	1	1		
		英語表現 II (ライティング)	2	1		
		メディア英語	3	1		
		フランス語 I (入門)	1	1		
		フランス語 II (初級)	1	1		
		中国語 I (入門)	1	1		
		中国語 II (初級)	1	1		
スポーツと健康		スポーツ理論・実技	1	1		
		健康運動方法論	1	1		
		夏季野外スポーツ実習	1~3	1		
		冬季野外スポーツ実習	1	1		
		レクリエーションスポーツ	1	1		
		スポーツ心理学	1	1		
ゼミナーラル		医療看護ゼミナーラル	1	1		
		新しい世界を拓いた人々	1	2		
人間の健康	健康と社会	保健学概論	1	2		【人間の健康】の選択科目から3単位以上選択
		助産学概論	3	1	<input checked="" type="checkbox"/>	
		保健医療社会学	2	1		
		健康と疫学	2	2		
		保健統計	3	2		
		家族関係論	2	1		
		社会福祉・社会保障論	1	1		
		保健医療福祉行政論	3	2		

	地球環境論	2	1		
心の健康	精神保健学	1	1		
	発達心理学	2		1	
	臨床心理学	3		1	
	人間関係論	1		1	
	母性の心理・社会学	3		1	□
健康と医療	形態機能学ⅠA	1	1		
	形態機能学ⅠB	1	1		
	形態機能学Ⅱ	3		1	
	生化学	1	1		
	微生物学	1	1		
	臨床栄養学	1	1		
	薬理学	1	1		
	臨床薬理学	3		1	
	病理学	1	1		
	臨床検査学	1	1		
	リハビリテーションと看護	2	1		
	症状別臨床病態学	1	1		
	臨床医学ⅠA(内科)	2	1		
	臨床医学ⅠB(内科)	2	2		
看護の理論と方法	臨床医学ⅡA(外科)	2	1		
	臨床医学ⅡB(外科)	2	2		
	性と生殖	2		1	□
	看護の基本	看護学概論	1	2	
		看護倫理	3	1	
		基礎看護方法論Ⅰ(看護援助論)	1	1	
		基礎看護方法論Ⅱ(日常生活援助技術)	1	2	

【看護の理論と方法】及び【医療看護の統合と発展】の選択科目から6単位以上選択（■及び◆を除く。）

	フィジカルアセスメント	3	1		
	基礎看護方法論III (診療・治験援助技術)	2	2		
	看護理論・看護過程	1	1		
	基礎看護学実習I	1	1		
	基礎看護学実習II	2	2		
ライフステージと看護	生涯発達論	1	1		
	小児看護学概論	2	1		
	小児の健康障害と看護	2	1		
	小児看護方法論I (病期別援助論)	3	1		
	小児看護方法論II (状況別援助論)	3	1		
	小児看護学実習	3・4	2		
	成人看護学概論	1	1		
	成人看護方法論I (病態・治療支援論)	2	1		
	成人看護方法論II (周術期看護論)	2	1		
	成人看護方法論III (慢性疾患看護論)	2	1		
	成人看護方法論IV (がん看護論)	3	1		
	成人看護学実習I	3・4	3		
	成人看護学実習II	3・4	3		
	高齢者看護学概論	1	1		
	高齢者看護方法論I (生活支援論)	2	1		
	高齢者看護方法論II (治療・療養援助論)	2	1		
	高齢者ケアシステ	2	1		

	ム実習				
	高齢者看護学実習	3・4	3		
ウィメンズヘルスと看護	母性看護学概論	1	1		
	周産期の看護	2	2		
	母性看護学実習	3・4	2		
	ウィメンズヘルスナーシング	2		1	□
	助産診断技術学総論	3		1	■
	助産診断技術学Ⅰ (妊娠・分娩期の助産診断)	3		2	■
	助産診断技術学Ⅱ (妊娠・分娩期の助産技術)	4		2	■
	助産診断技術学Ⅲ (分娩介助技術)	4		1	■
	助産診断技術学Ⅳ (産褥期)	4		1	□
	助産診断技術学Ⅴ (新生児・乳児期)	4		2	□
	助産管理	4		1	■
	周産期の医療安全	4		1	□
	助産学実習	4		10	■
ソーシャルライフと看護	精神看護学概論	2	1		
	精神の健康障害と看護	2	1		
	精神看護方法論Ⅰ (精神看護援助の基礎)	3	1		
	精神看護方法論Ⅱ (精神看護援助論)	3	1		
	精神看護学実習	3・4	2		
	在宅看護学概論	2	1		
	在宅看護方法論Ⅰ (在宅看護展開論)	2	1		

	在宅看護方法論 II (在宅看護技術論)	3	1		
	在宅看護学実習	3・4	2		
	公衆衛生看護学概論	2	1		
	地域生涯保健活動論	2	3		
	公衆衛生看護活動論	3		1	◆
	地域診断論	3		1	◆
	学校保健	3		1	◇
	産業保健	3		1	◇
	公衆衛生看護学実習 I (行政・地域)	4		3	◆
	公衆衛生看護学実習 II (産業)	4		1	◆
医療看護の統合と発展	看護研究の原理と方法	3	1		
	医療看護研究 I	3	1		
	医療看護研究 II	4		2	
	看護の質と安全管理	3	1		
	看護管理学	3	1		
	医療と看護政策	4		1	
	地域包括ケアシステム論	3	1		
	家族看護論	2		1	□
	感染看護	3		1	
	エンド・オブ・ライフケア論	3		1	
	救急看護	4		1	
	統合実習	4	2		
	順天堂の先端医療と看護	3～4		1	
	看護職キャリア開発論	3		1	

看護健康教育論	3	1	◇
ナーシング・スキルアップ	4	1	
国際看護	3	1	
災害看護	4	1	
多文化の医療と看護（海外研修）	2~4	2	

備考 1. 4年次において、選択科目の中から2単位以上を必ず選択する。（■及び◆を除く。）

備考 2. 保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、注欄が◇◆の科目を必ず選択する。
◇は保健師国家試験資格を必要としない学生も選択できる。

備考 3. 助産師国家試験受験資格を得ようとする者は、注欄が□■の科目を必ず選択する。
□は助産師国家試験資格を必要としない学生も選択できる。

保健看護学部

別表第6 教育課程

授業科目	配当 学年	単位数		備考
		必 修	選 択	
人間と教養	人間の理解	文学の愉しみ	1	2
		日本文化論	1	2
		人間の生き方	1	2
		現代社会と倫理	1	2
		行動科学	1	2
		美術	1	2
		教育学	1	2
		子どもの発達と教育	1	2
人間と社会	人間と社会	法（憲法）と生活	1	2
		現代社会と政治経済	2	2
		世界と日本現代史	2	2
		医療の歴史	1	2
		医療制度と関連法規	3	2
		社会学入門	1	2
人間と自然・技術	人間と自然・技術	基礎化学	1	2
		基礎生物	1	2
		生命現象の科学	2	2

	情報処理	1	1		
	看護とICT	2	1		
	統計学	1	1		
	生活科学	2	2		
人間と言語表現	コミュニケーション論	1	1	必修5 単位以上	
	英語 I	1	1		
	英語 II	1	1		
	医療英語	2	1		
	英語コミュニケーション I	1	2		
	英語コミュニケーション II	2	2		
	英語論文講読	3	1		
	中国語	1	2		
	スペイン語	2	2		
	ライティングスキル	2	1		
スポーツと健康	スポーツと健康	1	2		
	野外スポーツ実習 I (サマー)	1	1		
	野外スポーツ実習 II (ウインターハイク)	1	1		
ゼミナール	教養ゼミナール	1	1		
国際交流	国際看護研修	3	1		
人間の健康	健康と社会	保健学概論	1	2	必修26単位に加え、 3単位以上選択
		疫学・保健統計 I	2	2	
		疫学・保健統計 II	3	2	
		家族関係論	1	1	
		社会保障と社会福祉	2	2	
		保健医療福祉行政論	3	2	
	心の健康	環境とエコロジー	1	1	
		精神保健学	1	1	
		臨床心理学	2	2	
		カウンセリング論	3	1	
		人間関係論	1	1	
		ストレスマネジメント	2	1	

健康と医療	形態機能学 I	1	2		
	形態機能学 II	2		1	
	生化学	1	1		
	微生物学	1	1		
	臨床栄養学	1	1		
	薬理学	1	1		
	臨床薬理学	4		1	
	病理病態学	2	1		
	臨床医学 I (循環器・消化器・呼吸器)	1	2		
	臨床医学 II (膠原病・内分泌・腎・泌尿器・血液・神経・麻酔学・救急医療)	2	2		
	臨床医学 III (運動器・皮膚感覺器疾患・放射線治療学)	2	1		
	臨床医学 IV (小児)	2	1		
	臨床医学 V (女性・周産期)	2	1		
	臨床医学 VI (精神障害)	2	1		
看護の理論と方法	ME 機器と看護	4		1	
	現代の医療	4		1	
	救急法の理論と実技(BLS/ICLS)	3		1	
	看護の基本	看護学概論	1	1	必修74単位
		看護倫理	2	1	
		看護援助論	1	1	
		生活援助技術	1	2	
		フィジカルアセスメント	2	1	
		診療援助技術	2	2	
		看護の歴史・看護理論	1	1	
		看護過程 I	2	1	
		看護過程 II	2	1	
		地域包括ケア探索実習	1	3	
		多職種連携医療体験実習	1	1	
		地域・在宅看護論基礎	1	1	
		地域・在宅看護方法論 I	2	2	

	地域・在宅看護方法論Ⅱ	3	1		
	家族看護論	3		1	
	地域・在宅看護実習	3・4	2		
	がん・緩和ケア論	3	1		
	地域包括ケア論	4	1		
	生活行動援助実習	2	2		
ライフステージと看護	生涯人間発達論	1	1		
	小児看護学基礎	2	1		
	小児看護方法論Ⅰ	2	2		
	小児看護方法論Ⅱ	3	1		
	小児看護実習	3・4	2		
	母性看護学基礎	2	1		
	母性看護方法論Ⅰ	2	2		
	母性看護方法論Ⅱ	3	1		
	母性看護実習	3・4	2		
	成人看護学基礎	1	1		
	成人看護方法論急性期Ⅰ	2	1		
	成人看護方法論急性期Ⅱ	2	1		
	成人看護方法論慢性期Ⅰ	2	1		
	成人看護方法論慢性期Ⅱ	2	1		
	成人看護方法論Ⅲ	3	1		
	周術期看護実習	3・4	2		
	慢性看護実習	3・4	2		
	高齢者看護学基礎	1	1		
	高齢者看護方法論Ⅰ	2	2		
	高齢者看護方法論Ⅱ	3	1		
	高齢者看護実習	3・4	2		
看護の理論と方法	ソーシャルライフと看護	精神看護学基礎	2	1	
		精神看護方法論Ⅰ	2	1	
		精神看護方法論Ⅱ	3	1	
		精神看護実習	3・4	2	
		公衆衛生看護学基礎	2	2	
		公衆衛生看護方法論Ⅰ	2	1	

		公衆衛生看護方法論 II	3	2	
		学校・産業保健活動論	3	1	
		地域生涯保健活動論	3	2	
		地域健康危機管理論	4	1	
		地域ケアシステム論	4	1	
		公衆衛生看護実習 I	3	2	
		公衆衛生看護実習 II	3・4	3	
保健看護の統合と発展	保健看護の統合	リハビリテーション看護	4	1	必修5単位に加え、2単位以上選択
		感染看護	3	1	
		救命救急看護	4	1	
		地域包括ケア実践統合実習	4	3	
	保健看護の発展	看護研究の原理と方法	3	1	
		卒業研究	4	1	
		看護管理	4	1	
		看護政策	4	1	
		災害看護	4	1	
		看護教育	4	1	
		グローバル・ヘルス	4	1	
		グローバル社会と看護	2	1	
		International Collaborative Study in Nursing	2	2	
		看護におけるリスクマネジメント	4	1	
合計					総単位130単位以上

国際教養学部

別表第7(1) 教育課程

授業科目	配当年次	単位数			備考
		必修	選択必修	選択	
基盤科	導入科目	国際教養概論～グローバル市民を目指して～	1前	2	
		国際教養特別講義	1前・	1	

目		後			
	基礎演習	1前	1		
	文章表現法／論文・レポートの書き方	1前	2		
	わかりやすい統計	1後	2		
	ICTリテラシー	1後	2		
	スポーツ理論・実技 I	1前		1	
	スポーツ理論・実技 II	1後		1	
	野外スポーツ実習	1前 (集中)			1
外国語教育科目	国際英語科目	Interactive International English I	1前	4	
		Interactive International English II	1後	4	
		English for Global Citizenship I	2前	4	
		English for Global Citizenship II	2後	4	
	目的別英語科目	英語でグローバルヘルスを学ぶ	3前 (半期)		1
		英語でグローバル社会を学ぶ	3前 (半期)		1
		英語で異文化コミュニケーションを学ぶ	3前		2
		英語論文を書く	3前		2

		(Social Issues in Japan)				
		Global Issues and Perspectives III (Health Issues in Japan)	3後			1
		Global Issues and Perspectives IV (Global Issues)	3後			1
基盤科目	外国语教育科目	スペイン語初級 I	1前	2		選択必修（8単位以上）（西／仏／中から1つ選択）
		スペイン語チャレンジクラス初級 I	1前			
		スペイン語初級 II	1後	2		
		スペイン語チャレンジクラス初級 II	1後			
		スペイン語中級 I	2前	2		
		スペイン語チャレンジクラス中級 I	2前			
		スペイン語中級 II	2後	2		
		スペイン語チャレンジクラス中級 II	2後			
		スペイン語上級 I	3前		2	
		スペイン語上級 II	3後		2	
		フランス語初級 I	1前	2		
		フランス語チャレンジクラス初級 I	1前			
		フランス語初級 II	1後	2		
		フランス語チャレンジクラス初級 II	1後			
		フランス語中級 I	2前	2		
		フランス語チャレンジクラス中級 I	2前			
		フランス語中級 II	2後	2		
		フランス語チャレンジクラス中級 II	2後			
		フランス語上級 I	3前		2	
		フランス語上級 II	3後		2	

		中国語初級 I	1前	2		
		中国語チャレンジクラス初級 I	1前		1	
		中国語初級 II	1後	2		
		中国語チャレンジクラス初級 II	1後		1	
		中国語中級 I	2前	2		
		中国語チャレンジクラス中級 I	2前		1	
		中国語中級 II	2後	2		
		中国語チャレンジクラス中級 II	2後		1	
		中国語上級 I	3前		2	
		中国語上級 II	3後		2	
		日本語初級 I	1前		2	
		日本語初級 II	1後		2	
		日本語中級 I	2前		2	
		日本語中級 II	2後		2	
基礎科目	基礎科目	社会学概論	1前	2		基礎科目・グローバル市民形成科目から6単位以上
		数学で考える	1前 (半期)	1		
		現代社会における物理学	1前 (半期)	1		
		哲学	1後	2		
		音楽に親しむ	1後	2		
		倫理学	1後	2		
		現代日本経済論	1後	2		
		経営学概論	1後	2		
		法と社会(日本国憲法)	1前	2		
		心理学概論	1前	2		
		科学史とイノベーション	1後 (半期)	1		
		化学とその応用	1後	1		

		(半期)			
	生きている仕組みⅠ	1後		2	
	生きている仕組みⅡ	2前		2	
	論理学	2前		2	
	カウンセリング論	2前 (半期)		1	
グローバル市民形成科目	日本近現代史	1前		2	
	世界近現代史	1前		2	
	コミュニケーション概論	1前		2	
	英語文学概論	1前		2	
	アメリカ文学・文化	1前		2	
	日本文化Ⅰ	1後		2	
	日本文化Ⅱ	1後		1	
	日本文化Ⅲ	2前		2	
	日本文化Ⅳ	2後		2	
	地域文化(ヨーロッパ)	1後		2	
	地域文化(中国)	1後 (半期)		1	
	地域文化(東南アジア)	1後 (半期)		1	
	世界の宗教問題	1後		2	
	文化人類学	2前		2	
	人権とジェンダー	2前		2	
	情報社会と人間	2前		2	
	比較日本社会論	2前		2	
	健康と栄養・運動	2前		2	
	イギリス文学・文化	2後		2	
	公共と道徳	2後		2	
展開科	共通	グローバル社会概論	2前	2	(展開科目・キャリア支援プログラムから)必修・
		異文化コミュニケーション概論	2前	2	

目	グローバルヘルスサービス概論	2前	2			選択必修を含む50単位以上
調査研究	社会調査法	2前	2			
	量的調査演習	2後			2	
	質的(フィールド)調査演習	2後			2	
グローバル社会領域	国際経済学	2前		2	(選択必修)	(選択必修)自己が選択する領域から2単位以上
	国際社会学	2前	2			
	国際経営学	2前	2			
	マーケティング	2後		2		
	グローバリゼーション論	2後		2		
	グローバル人材論	2後	2			
	国際関係論	2後		2		
	スポーツ文化論	3前		2		
	持続可能な社会(サステナビリティ)	3前	2			
	財務管理	3前		2		
	組織心理学	3前		2		
	地球環境論	3前		2		
	世界の人権問題	3前 (半期)		1		
	メディア論	3後		2		
	国際政治学	3後		2		
異文化コミュニケーション領域	グローバル社会における人口問題	3後 (半期)		1		
	世界の食糧問題	3後 (半期)		1		
	ジャーナリズム論	4前		2		
	国際紛争	4前		2		
異文化コミュニケーション領域	行為としてのことば(語用論)	2前	2			
	ことばと社会(社会言語学)	2前	2			

	応用言語学	2前		2			
	コミュニケーション (翻訳)	2前		2			
	コミュニケーション (通訳)	2後		2			
	文化としての記号 (文 化記号論)	2後		2			
	異文化適応	2後		2			
	非言語コミュニケーション	3前		2			
	文化を訳す	3前		2			
	英語翻訳実践	3前		2			
	対人・組織コミュニケーション	3後	2				
	文化と認知	3後		2			
	英語通訳実践	3後		2			
	言語と人間 (言語人類 学)	3後	2				
展 開 科 目	グローバ ルヘルス サービス 領域	生命倫理と医療倫理	2後	2		(選択必 修) 自己が 選択する領 域から2単 位以上	(展開科目・キ ャリア支援プログ ラム科目から) 必 修・選択必修を含 む50単位以上
		ライフサイクルの理解 ～誕生から発達・老化 まで～	2後	2			
		ヘルスプロモーション	3前	2			
		病気の仕組み	3前	2			
		疫学・統計	3前		2		
		ヘルスコミュニケーション	3前		2		
		メンタルヘルス論	3前		2		
		開発途上国におけるグ ローバルヘルス	3前		2		
		ヘルスサービスと経済	3後 (半 期)		1		
		テクノロジーの進展と グローバルヘルス	3後 (半 期)		1		
		健康教育とヘルスリテ	3後		2		

	ラシー					
	健康と情報管理・活用	3後			2	
	持続可能な高齢社会の特徴と課題	3後			2	
	保健医療システム	3前 (半期)			1	
	医療サービス機関の組織・職種・役割	3前 (半期)			1	
	国際救護論	4前 (半期)			1	
演習	グローバル市民演習 (基礎) I	3前			2	
	グローバル市民演習 (基礎) II	3後			2	
	グローバル市民演習 (発展) I	4前			2	
	グローバル市民演習 (発展) II	4後			2	
キャリア支援 プログラム科目	キャリアデザイン I (基礎)	1前			2	
	キャリアデザイン II (応用)	2前			2	
	グローバルキャリアデザイン I	3前			2	
	グローバルキャリアデザイン II	3後			2	
フィールドワーク	フィールドワーク	1~4 前・後			1 ~ 4	
合計					総単位124単位以上	

別表第7 (2) 教科及び指導法に関する科目 (英語)

免許法施行規則の規定	本学開講授業科目			備考
科目	授業科目	配当学年	単位数	

教科に関する専門的事項	英語学	英語学 I (*)	1	2	必修
		英語学 II	1	2	必修
		英語学 III	2	2	必修
		第二言語の習得	3	2	必修
		英語音声学	2	2	必修
	英語文学	英語文学概論 (*)	1	2	必修
		アメリカ文学・文化	1	2	必修
		イギリス文学・文化	2	2	必修
	英語コミュニケーション	コミュニケーション概論 (*)	1	2	必修
		コミュニケーション(翻訳)	2	2	必修
		文化を訳す	3	2	必修
	異文化理解	異文化コミュニケーション概論 (*)	2	2	必修
		言語と人間(言語人類学)	3	2	必修
		文化としての記号(文化記号論)	2	2	必修
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	英語科指導法 I	2	2	選択 ※中学校免許取得希望者は必修(中高両免希望者含む)	
	英語科指導法 II	2	2	選択 ※中学校免許取得希望者は必修(中高両免希望者含む)	
	英語科指導法 III	3	2	必修	
	英語科指導法 IV	3	2	必修	

中免のみ、中高両免許希望者は36単位以上、高校免許のみ希望者は32単位以上を必修とする。

(*)付き科目は一般的包括的な内容の科目

(教育職員免許法施行規則第66条の6)

注) 教育職員免許状を修得しようとする者は、次の科目を修得しなければならない。

免許法施行規則の規程		本学開講授業科目			備考
科目	単位数	授業科目	配当学年	単位	

				数	
日本国憲法	2	法と社会（日本国憲法）	1	2	必修
体育	2	スポーツ理論・実技Ⅰ	1	1	必修
		スポーツ理論・実技Ⅱ	1	1	必修
外国語コミュニケーション	2	英語で異文化コミュニケーションを学ぶ	3	2	必修
情報機器の操作	2	ICTリテラシー	1	2	必修

別表第7(3) 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則の規定		本学開講授業科目			備考
科目	最低単位	授業科目	配当学年	単位数	
教育の基礎的理解に関する科目	中10高10	教育原理	1	2	必修
		教職概論	1	2	必修
		学校経営論	2	2	必修
		教育心理学	2	2	必修
		特別支援教育論	2	2	必修
		教育課程論	2	2	必修

	トを含む。)					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と実践	3	2	必修 ※中学校免許取得希望者は必修（中高両免希望者含む）
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	必修
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術					
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む）	3	2	必修
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論	2	2	必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	3	2	必修
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習事前・事後指導	3 ～ 4	1	必修
			教育実習 I	4	4	必修 ※教育実習中学校免許取得希望者は I を履修すること（中高両免希望者含む）高校免許のみ取得希望者は II を履修すること
			教育実習 II	4	2	
	教職実践演習	中2 高2	教職実践演習（中・高）	4	2	必修

中免のみ、中高両免希望者は29単位以上、高校免許のみ希望者は25単位以上を必修とする。

中学校教諭1種免許状を取得する場合、介護等体験を必修とする。

別表第7(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則の規定	本学開講授業科目			備考
科目	授業科目	配当学年	単位数	
大学が独自に設定する	現代教育	1	2	選択 高校免許のみ取得希望者

科目	学			は必修
	公共と道徳	2	2	

『大学が独自に設定する科目』の要件を満たすため、上記の科目のほか、『教科及び強化の指導法に関する科目（英語）』『教育の基礎的理解に関する科目等』から、取得最低単位数を超える科目について、中学校免許状取得希望の学生は4単位、高等学校免許状取得希望の学生は12単位へ読み替える。

保健医療学部 別表第8 (1) 教育課程（理学療法学科）

授業科目	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
基礎分野	人間科学系	現代社会と倫理	1	6単位以上（必修2単位含む）
		心理と行動	1	
		社会学概論	1	
		人間関係論（コミュニケーション論）	1	
		法と社会（日本国憲法）	1	
		人権とジェンダー	1	
		社会保障制度と医療経済	2	
		世界と日本現代史	2	
自然科学系	基礎化学	1	1	6単位以上
	基礎生物学	1	1	
	基礎物理学	1	1	
	基礎数学	1	1	
	情報科学	1	1	
	統計学	1	2	
	生化学	1	2	
	生命現象の科学	1	2	
言語とスポーツ系	英語 I	1	2	10単位以上（必修6単位含む）
	英語 II	1	2	
	英語表現 I	2	2	
	英語表現 II	2	2	
	医療英語	2	2	

		中国語Ⅰ	1・2	2	
		中国語Ⅱ	1・2	2	
		フランス語Ⅰ	1・2	2	
		フランス語Ⅱ	1・2	2	
		国語表現法	1	2	
		スポーツ理論・実技	1	1	
		スポーツ健康運動方法論	1	1	
		野外スポーツ実習Ⅰ (サマー)	1	1	
		野外スポーツ実習Ⅱ (ワインター)	1	1	
	総合	フレッシャーズゼミナール	1	2	必修2単位
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	1	2	必修15単位
		解剖学Ⅱ	1	2	
		解剖学実習Ⅰ	1	1	
		解剖学実習Ⅱ	1	1	
		生理学Ⅰ	1	2	
		生理学Ⅱ	1	2	
		生理学実習	2	1	
		運動学	1	2	
		運動学実習	2	1	
		人間発達学	2	1	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	救命救急学	1	1	必修17単位
		臨床心理学	2	1	
		カウンセリング論	2	1	
		病理学概論	2	1	
		外科学	2	1	
		整形外科学	2	2	
		脳神経外科学	2	1	
		内科学	2	2	
		精神医学	2	1	
		神経内科学	2	2	

		小児科学 感染症・免疫学 薬理学 栄養代謝学	2 3 3 3	1 1 1 1		
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション医学 医療倫理論 医療安全管理学 地域包括マネジメント論 チーム医療論	2 3 3 3 3	2 1 1 1 1		必修6単位
専門分野	基礎理学療法学	理学療法概論 日常生活活動学 日常生活活動学実習 理学療法基礎ゼミナール 理学療法管理学	1 1 2 2 3	2 2 1 2 2		必修9単位
	理学療法評価学	検査・測定学 検査・測定学演習 運動療法評価学 運動療法評価学実習 理学療法画像評価学	1 2 2 2 3	2 1 2 1 1		必修7単位
	理学療法治療学	物理療法学 物理療法学実習 運動器系理学療法学 運動器系理学療法学実習 神経系理学療法学 神経系理学療法学実習 内部障害系理学療法学 内部障害系理学療法学実習 発達障害系理学療法	2 2 2 2 2 3 2 3 3	2 1 2 1 2 1 2 1 2		24単位（必修20単位含む）

	学				
	スポーツ理学療法学	3	2		
	義肢装具学	3	2		
	義肢装具学演習	3	1		
	リハビリテーション工学	3	1		
	発達障害系理学療法学演習	3	1		
	スポーツ理学療法学演習	3	1		
	関節障害理学療法学演習	3	1		
	認知神経理学療法学演習	3	1		
	急性期理学療法学演習	3	1		
	高齢者理学療法学演習	3	1		
地域理学療法学	地域理学療法学 I	3	2	必修4単位	
	地域理学療法学 II	3	2		
臨床実習	臨床実習 I (見学)	1	1	必修20単位	
	臨床実習 II (検査・測定)	2	1		
	臨床実習 III (評価)	3	5		
	臨床実習 IV (インターン)	4	12		
	臨床実習 V (地域)	4	1		
総合領域	理学療法研究法	3	1	必修6単位	
	理学療法ゼミナール	3	2		
	卒業研究	4	2		
	理学療法学セミナー	4	1		
合計			114	49	総単位132単位以上

保健医療学部 別表第8(2) 教育課程(診療放射線学科)

授業科目	配	単位数	備考
------	---	-----	----

		当			
		年次	必修	選択	
基礎分野	人間科学系	現代社会と倫理	1	2	6単位以上
		心理と行動	1	2	
		社会学概論	1	2	
		人間関係論（コミュニケーション論）	1	2	
		法と社会（日本国憲法）	1	2	
		人権とジェンダー	1	2	
		社会保障制度と医療経済	2	2	
		世界と日本現代史	2	2	
	自然科学系	基礎化学	1	1	8単位以上（必修4単位含む）
		基礎生物学	1	1	
		基礎物理学	1	1	
		応用物理学	1	2	
		基礎数学	1	1	
		応用数学	1	2	
		情報科学	1	1	
		統計学	1	2	
		生化学	1	2	
		生命現象の科学	1	2	
言語とスポーツ系		英語 I	1	2	10単位以上 (必修6単位含む)
		英語 II	1	2	
		英語表現 I	2	2	
		英語表現 II	2	2	
		医療英語	2	2	
		中国語 I	1・2	2	
		中国語 II	1・2	2	
		フランス語 I	1・2	2	
		フランス語 II	1・2	2	
		国語表現法	1	2	
		スポーツ理論・実技	1	1	

		スポーツ健康運動方法論	1	1		
		野外スポーツ実習 I (サマー)	1		1	
		野外スポーツ実習 II (ウインター)	1		1	
	総合	キャリアデザインゼミナール	1	1	必修1単位	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	解剖学	1	2	必修 13単位	選択5単位以上
		解剖学演習	1	1		
		救命救急学	1	1		
		疾病の成り立ち I (感覚器系・脳神経・脳血管系)	1	2		
		疾病の成り立ち II (消化器系・腎泌尿器系)	2	2		
		疾病の成り立ち III (呼吸器系・循環器系)	2	2		
		生理学	1	2		
		病理学概論	2	1		
		薬理学	3		1	
		チーム医療論	4		1	
保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	医用工学	1	2	必修 18単位	
		医用工学演習	1	1		
		放射線医学概論	1	2		
		放射線生物学 I (基礎)	1	2		
		放射線生物学 II (応用)	2	1		
		放射線生物学演習	2		1	
		放射線物理学 I (基礎)	1	2		
		放射線物理学 II (応用)	2	1		
		放射線物理学演習	2		1	
		放射化学 I (基礎)	1	2		
		放射化学 II (応用)	2	1		
		放射化学演習	2		1	
		放射線計測学 I (基礎)	2	2		

		放射線計測学Ⅱ（応用）	2	1			
		放射線計測学実験	2	1			
		放射線科学演習	2		1		
		情報処理演習（プログラミング）	3		1		
専門分野	診療画像技術学・臨床画像学	診療画像機器学概論	1	1		必修 21単位	選択3 単位以上
		診療画像機器学Ⅰ（X線発生装置関係）	2	2			
		診療画像機器学Ⅱ（X線システム関係）	2	2			
		診療画像技術学Ⅰ（一般・マンモグラフィー）	2	2			
		診療画像技術学Ⅱ（透視検査・血管造影）	2	2			
		放射線診断学	3	2			
		診療画像技術学Ⅲ（X線CT）	2	2			
		診療画像技術学Ⅳ（MRI）	2	2			
		診療画像技術学Ⅴ（超音波検査・眼底検査）	2	1			
		臨床画像学概論	2	1			
		画像解剖学Ⅰ（中枢神経系、脊椎、頭頸部、骨格系）	2	2			
		画像解剖学Ⅱ（体幹部）	2	2			
核医学検査技術学		放射性医薬品学	2	1		必修6 単位	
		核医学検査技術学Ⅰ	2	2			
		核医学検査技術学Ⅱ	3	2			
		核医学検査技術学実習	3	1			
放射線治療技術学		がん医療科学	2		1	必修7 単位	
		放射線腫瘍学	3	2			
		放射線治療物理学	2		1		

	放射線治療技術学 I	2	2			
	放射線治療技術学 II	3	2			
	放射線治療機器学	3		1		
	放射線治療技術学実習	3	1			
医療画像情報学	医療画像情報学	2	2		必修6 单位	
	医療画像情報学実習	2	1			
	医療画像工学	3	2			
	医療画像工学実習	3	1			
放射線安全管理学	放射線安全管理学	3	2		必修5 单位	
	放射線安全管理学実習	3	1			
	放射線関係法規	4	2			
医療安全管理学	医療倫理論	4	1		必修3 单位	
	医療安全管理学	4	2			
実践臨床画像学	臨床画像学実習 I (基本)	2	1		必修2 单位	
	臨床画像学実習 II (応用)	3	1			
臨床実習	臨床実習 I (診療画像技術学)	3	6		必修 12単位	
	臨床実習 II (核医学検査技術学)	3	3			
	臨床実習 III (放射線治療技術学)	3	3			
総合領域	卒業研究 I (基礎)	4	2		必修7 单位	
	卒業研究 II (応用)	4	2			
	診療放射線総合演習 I (基礎)	4	1			
	診療放射線総合演習 II (応用)	4	1			
	診療放射線学セミナー	4	1			
	放射線科学特論	4		1		
合計				111 56	総単位133単位 以上	

別表第9(1) 医療科学部 教育課程 (臨床検査学科)

授業科目		配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
基礎分野	人間科学系	科学と哲学	1	1	6単位以上（必修2単位含む）
		生命倫理	1	1	
		日本近現代史	1	2	
		人間関係論（コミュニケーション論）	1	2	
		情報コミュニケーション論	1	2	
		臨床心理学	2	2	
		法と社会	2	2	
		現代社会と経済	2	2	
	自然科学系	基礎数学	1	1	3単位以上（必修1単位含む）
		基礎物理学	1	1	
		基礎化学	1	1	
		基礎生物学	1	1	
		情報科学基礎演習	1	1	
言語とスポーツ系	言語	英語 I	1	1	10単位以上（必修6単位含む）
		英語 II	1	1	
		英語表現 I	2	1	
		英語表現 II	2	1	
		医療英語	3	2	
		中国語 I (入門)	2	2	
		中国語 II (初級)	2	2	
		フランス語 I (入門)	2	2	
		フランス語 II (初級)	2	2	
		スペイン語 I (入門)	2	2	
		スペイン語 II (初級)	2	2	
		国語表現法	1	2	
		スポーツ理論・実技	1	1	
		スポーツ健康運動方法論	1	1	
	総合	キャリアデザインゼミナール	1	1	必修1単位

専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	1	2	必修10単位
		組織学	1	1	
専門基礎分野	臨床検査の基礎とその疾病との関連	生化学	1	2	必修5単位
		生理学 I	1	1	
専門基礎分野	保健医療福祉と臨床検査	生理学 II	1	1	6単位以上（必修5単位含む）
		臨床検査薬理学	1	2	
専門分野	病態学	栄養学・臨床栄養学	1	1	必修6単位
		臨床検査学入門	1	1	
専門分野	医療工学及び医療情報	病理学	1	2	
		微生物学	1	2	
専門分野	病態学	医学概論	1	1	必修8単位
		保健医療福祉制度	1	1	
専門分野	血液学的検査	公衆衛生学	1	2	
		医療関連法規	1	1	
専門分野	病態学	放射線医学概論	1	1	
		チーム医療	4	1	
専門分野	医療工学及び医療情報	臨床検査機器総論	1	1	
		医用工学	2	2	
専門分野	病態学	医用工学実習	2	1	
		情報科学概論	1	1	
専門分野	血液学的検査	臨床統計学演習	1	1	
		病態学 I (循環器・呼吸器・感染症・血液疾患)	1	2	
専門分野	病態学	病態学 II (消化器・代謝・内分泌・免疫疾患)	2	2	
		病態学 III (神経・運動器・腎泌尿生殖器・小児疾患)	2	2	
専門分野	血液学的検査	病態学演習	3	1	
		救命救急学概論	3	1	
専門分野	血液学的検査	血液検査学 I	2	2	必修5単位
		血液検査学 II	2	1	
専門分野	血液学的検査	血液検査学実習 I	2	1	
		血液検査学実習 II	2	1	

	病理学的検査	病理検査学 病理検査学実習 I 病理検査学実習 II 細胞診学（実習含）	2 2 2 2	2 1 1 1		必修5単位
	尿・糞便等一般検査	一般検査学 I 一般検査学 II（寄生虫学を含む） 一般検査学実習	1 2 2	2 2 1		必修5単位
	生化学的検査・免疫学的検査	臨床化学 I 臨床化学 II 臨床化学実習 I 臨床化学実習 II 免疫検査学 免疫検査学実習	1 2 2 3 2 2	2 2 1 1 2 1		必修9単位
	遺伝子関連・染色体検査	遺伝子・染色体検査学 遺伝子・染色体検査学実習	2 2	2 1		必修3単位
	輸血・移植検査	輸血・移植検査学 I 輸血・移植検査学 II 輸血・移植検査学実習	2 3 3	2 1 1		必修4単位
専門分野	微生物学的検査	微生物・感染症検査学 I 微生物・感染症検査学 II 微生物・感染症検査学実習 I 微生物・感染症検査学実習 II	2 2 3 3	2 2 1 1		必修6単位
	生理学的検査	生理機能検査学 I（循環機能検査学） 生理機能検査学 II（神経感覺機能検査学） 生理機能検査学 III（呼吸機能検査学） 生理機能検査学実習 I 生理機能検査学実習 II 画像検査学 画像検査学実習	2 2 3 2 3 3	2 2 2 1 1 1		必修10単位

臨床検査総合管理	臨床検査管理総論	2	1	必修6単位
	臨床検査制度保証（精度管理）論	3	1	
	臨床検査運営論	3	2	
	先進臨床検査学	4	2	
医療安全管理	医療安全管理論	3	1	必修3単位
	医療安全管理論実習	3	1	
	医療倫理論	4	1	
臨地実習	臨床検査総合評価実習	3	1	必修12単位
	臨地実習	3	11	
総合研究	臨床検査総合演習 I	3	2	6単位以上（必修4単位含む）
	臨床検査総合演習 II	4	2	
	臨床検査医学特講	4	2	
	特別研究	4	2	
合計			116	38 総単位129単位以上

別表第9(2) 医療科学部 教育課程（臨床工学科）

授業科目	配当年次	単位数	備考		
			必修	選択	
基礎分野	人間科学系	科学と哲学	1	1	6単位以上（必修2単位含む）
		生命倫理	1	1	
		日本近現代史	1	2	
		人間関係論（コミュニケーション論）	1	2	
		情報コミュニケーション論	1	2	
		臨床心理学	2	2	
		法と社会	2	2	
		現代社会と経済	2	2	
	自然科学系	基礎数学	1	1	3単位以上（必修1単位含む）
		基礎物理学	1	1	
		基礎化学	1	1	
		基礎生物学	1	1	
		情報科学基礎演習	1	1	

	言語とスポーツ系	英語 I 英語 II 英語表現 I 英語表現 II 医療英語 中国語 I (入門) 中国語 II (初級) フランス語 I (入門) フランス語 II (初級) スペイン語 I (入門) スペイン語 II (初級) 国語表現法 スポーツ理論・実技 スポーツ健康運動方法論	1 1 2 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1	1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1	10単位以上(必修6単位含む)
	総合	キャリアデザインゼミナール	1	1	必修1単位
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学 生理学 生化学 病理学 血液学 基礎医学実習	1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 1 1	必修10単位
専門基礎分野	臨床工学に必要な医学的基礎	医学概論 公衆衛生学 看護学概論 臨床薬理学 臨床免疫学 病態生理学 臨床生化学 栄養学・臨床栄養学 放射線医学概論 医療関連法規 チーム医療	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 4	1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1	10単位以上(必修7単位含む)

	臨床工学に必要な理工学的基礎	応用数学 I 応用数学 II 医用電気工学 I 医用電気工学 II 医用電子工学 I 医用電子工学 II 医用電気工学実験 医用電子工学実験 医用機械工学 医用化学工学 計測工学 計測工学演習	1 1 1 2 1 2 2 2 2 2 2 3	1 2 2 2 1 2 1 2 1 2 1	必修18単位以上
	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	基礎情報工学 医用情報処理工学 医用情報処理工学演習 システム工学 システム工学演習 臨床統計学	2 3 3 2 3 4	1 2 1 2 1 2	必修8単位以上
専門分野	医用生体工学	生体物性工学 生体材料工学 医用画像処理工学 医用生体工学演習	3 3 4 3	2 2 2 1	必修7単位
	医用機器学及び臨床支援技術	医用機器学概論（臨床支援技術論含む） 生体計測技術学 生体計測技術学実習 医用治療技術学 I 医用治療技術学実習	1 3 3 2 3	2 2 1 2 1	必修10単位
専門分野	生体機能代行技術学	呼吸機能代行技術学 I 呼吸機能代行技術学 II 呼吸機能代行技術学実習 循環器機能代行技術学 I	2 2 2 2	2 2 1 2	必修15単位

	循環器機能代行技術学Ⅱ 循環器機能代行技術学実習 代謝機能代行技術学Ⅰ 代謝機能代行技術学Ⅱ 代謝機能代行技術学実習	3 3 2 2 2	2 1 2 2 1		
医療安全管理学	医療安全管理学Ⅰ 医療安全管理学Ⅱ 医療安全管理学Ⅲ 医療安全管理学実習 医療倫理論	2 2 3 3 4	2 2 2 1 1		必修8単位
関連臨床医学	病態学Ⅰ（循環器・呼吸器・感染症・血液疾患） 病態学Ⅱ（消化器・代謝・内分泌・免疫疾患） 病態学Ⅲ（神経・運動器・腎泌尿生殖器・小児疾患） 救命救急学概論 集中治療医学	1 2 2 3 3	2 2 2 1 1		必修8単位
臨床実習	臨床実習	3	7		必修7単位
総合研究	臨床工学総合演習Ⅰ 臨床工学総合演習Ⅱ 卒業研究Ⅰ 卒業研究Ⅱ	3 4 3 4	4 2 1 1		必修8単位
合計			116	40	総単位129単位以上

別表第10 健康データサイエンス学部 教育課程

授業科目	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
一般教 人間と社会の理解 現代社会と倫理 科学と哲学	1~4 1~	2 2		8単位以上

養 科 目	英語圏文化と文学	4 1~ 4	2	
	国際コミュニケーション論	1~ 4	2	
	グローバル人材論	1~ 4	2	
	人間関係論	1~ 4	2	
	心理と行動	1~ 4	2	
	法と社会	1~ 4	2	
	現代社会と経済	1~ 4	2	
	企業と会計	1~ 4	2	
	現代の企業経営	1~ 4	2	
	日本近現代史	1~ 4	2	
	社会学	1~ 4	2	
	社会保障社会福祉論	1~ 4	2	
	世界の人権問題	1~ 4	2	
	科学・技術・社会と環境問題	1~ 4	2	
	情報社会と人間	1~ 4	2	
	医療と現代社会	1~ 4	1	
	スポーツと現代社会	1~ 4	1	
自然科学の理解	生物学（基礎）	1	2	8単位以上 (必修4単位含む)
	物理学（基礎）	1	2	
	数学（基礎）	1	2	

		微分と積分（基礎）	1	2		
		線形代数学（基礎）	1	2		
		統計学（基礎）	1	2		
		数理・情報リテラシー	1	2		
外国語の理解		総合英語 I	1	1		
		総合英語 II	1	1		
		総合英語 III	1	1		
		総合英語 IV	1	1		
		英語表現 I	1	1		
		英語表現 II	1	1		
		Intensive English I	2	1	10単位以上（必修6単位含む）	
		Intensive English II	2	1		
		Intensive English III	2	1		
		Intensive English IV	2	1		
		中国語 I	2	2		
		中国語 II	2	2		
		フランス語 I	2	2		
		フランス語 II	2	2		
スポーツと健康		スポーツ実技	1	1	必修	
		スポーツ健康運動方法論	1	1	1単位	
キャリア支援		キャリアデザイン論	1	2	必修	選択3単位以上
		文章表現法／論文・レポートの書き方	1	2	2単位	
		ディベート	2	2		
専門科目	専門基礎科目	コンピュータ基礎科目	コンピュータ概論	1	2	
			コンピュータ基礎演習	1	1	
			プログラミング演習 I	1	1	
			プログラミング演習 II	2	1	13単位以上（必修9単位含む）
			プログラミング演習 III	2	1	

	オペレーティングシステム	1	1		
	情報通信の仕組み	2		2	
	情報セキュリティ I	2	2		
	コンピュータアーキテクチャ	2		2	
	コンピュータネットワーク	2		2	
	情報可視化概論	2		2	
数理統計データサイエンス基礎科目	微積分学 I	1	2		
	微積分学 II	1	2		
	線形代数学 I	1	2		
	線形代数学 II	1	2		
	確率と統計 I	1	2		
	確率と統計 II	1	2		
	データサイエンス概論	1	2		
	データサイエンス基礎演習	2	1		
	情報倫理	2	2		
健康医療スポーツ科目	人体の機能と構造	1	1		
	医療概論	1	1		
	医療情報学	2	2		
	臨床医学総論 I	2	2		
	臨床医学総論 II	2	2		
	衛生・公衆衛生学総論	2		2	
	医療データマネジメント論	2		2	
	医療経営概論	2		2	
	健康と情報管理・活用	2		2	
	生体情報解析基礎	2		2	
	医療安全管理論	3		2	
	スポーツ健康科学 I	2	2		
	スポーツ健康科学 II	2	2		
	健康と栄養・運動	2		2	
					選択4単位以上
					選択4単位

		スポーツと科学コミュニケーション	2	2		以上
		ヘルスプロモーション	2	2		
		生涯スポーツ論	2	2		
		スポーツと心理	2	2		
専門展開科目	コンピュータ科目	データ構造とアルゴリズム	2	1		必修4 単位
		データベース	2	1		
		組み込みシステム	3	2		
		計算科学の応用	3		2	
		プログラミング演習IV	2		1	
		プログラミング言語論	3		2	
		情報可視化演習	3		1	
		情報セキュリティII	3		2	
		情報セキュリティIII	4		1	
		ネットワークセキュリティ	4		1	
数理統計データサイエンス科目		多変量データ解析	2	1		両区分の選択科目から6単位以上
		統計モデリング	2	1		
		グラフ理論と最適化	3	1		
		応用統計	3		2	
		機械学習	3	2		
		機械学習演習	3	1		
		人工知能	3	2		
		人工知能演習	4	1		
健康医療データサイエンス科目		健康医療統計学	3		2	○ 【健康医療データサイエンス科目を主科目として選択する場合】○の科目の7単位を修得し、残りの科目とスポーツデータサイエンス科目より11単
		健康医療統計学演習	3		1	
		医療データ解析	3		1	
		保健衛生データ解析	3		1	
		保健医療シミュレーション	3		2	
		生体情報解析演習	3		1	

	医療情報システム論 臨床研究とデータサイエンス 医療と健康のデータサイエンス 医薬品情報とデータサイエンス リハビリテーションとデータサイエンス	3 4 4 4 4	2 2 2 2 2	位以上選択【スポーツデータサイエンス科目を主科目として選択する場合】◎の科目の8単位を修得し、残りの科目と健康医療データサイエンス科目より10単位以上選択
	スポーツデータサイエンス科目	スポーツの数理科学 スポーツデータリテラシー スポーツとマーケティング スポーツとモデリング スポーツデータサイエンス I スポーツデータサイエンス II スポーツの流体力学 バイオメカニクスと運動計測	3 3 3 3 3 3 4 4	2 2 2 2 2 1 2 1
	総合研究	健康データサイエンス実践論 スポーツデータサイエンス実践論 インターンシップ 総合演習 卒業研究	3 3 3 3 4	2 2 2 2 4
	合計		70	143
				総単位127単位以上